

# 令和4年度決算委員会会議録

令和5年9月21日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 17:33

## ○委員長

それでは、ただいまから令和4年度決算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りさせていただきます。

まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求はその都度、お諮りしていきます。

次に、執行部から議案の補足説明を受け、その後、審査に入ります。審査の方法といたしましては、お手元に配付いたしております「審査順序」のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。

最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑、2番目に一般会計の審査を行います。一般会計の審査については、審査を効率的に進めるため、歳出は5つに、歳入は一括して質疑をしていただきます。また、原則として質疑は質疑事項一覧表の記載順に行っていただき、討論・採決については、保留して最後に行いたいと思います。3番目に、特別会計の審査に入ります。特別会計につきましては、歳入歳出一括して質疑を行っていただきます。なお、討論・採決につきましては、一般会計と同様に保留して、最後に行いたいと思います。4番目に財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書に対する質疑を行っていただき、最後に一般会計から各特別会計の順に、討論、採決を行いたいと思います。

以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですから、そのように運営をさせていただきます。

次に、9月5日開催の本委員会において決定しました質疑の持ち時間制について、改めてお知らせいたします。委員1人当たりの質疑時間は50分とし、各委員の残時間については、モニターに随時、表示いたしますとともに、各委員の質疑持ち時間が5分を切ったときには、委員長よりお知らせします。また、おおむね1時間ごとに休憩を入れたいと思っておりますので、審査が円滑に進みますよう、委員並びに執行部各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、執行部の皆さんに要望しておきます。本委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対してはその内容を確実に把握され、質問された部分に対してのみ、はっきりと的確な答弁をお願いいたします。また、審査を行います過程で、案件に関係のない職員は事務性に支障を来すことがないように、各職場で業務に当たっていただくよう、お願いいたします。

次に、委員の皆さんに要望いたします。事業概要等については、既に御承知のことと思いますので、そのような質疑は、会議時間短縮のためぜひ割愛していただきますようお願いいたします。また、本委員会は令和4年度決算の審査を行うものですので、その点を十分ご理解いただき、質疑が議題外に及ぶことのないようよろしくお願い申し上げます。

最後に、通告外の質疑をされた場合には、担当課が不在の場合もあります。通告外の質疑を行う場合は、事前に委員長にお知らせしていただくなど委員会のスムーズな進行にご協力をお願いいたします。

それでは、「認定第1号 令和4年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から「認定第10号 令和4年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」までの10件を一括議題といたします。

お手元に配付いたしております資料要求一覧表のとおり、事前に資料要求の通告がっております。執行部にお尋ねいたします。各委員から要求がっております資料は提出できるでしょうか。

○財政課長

各課にまたがっておりますので、私のほうから一括して回答のほうをさせていただきます。今回資料要求一覧表に記載されております資料につきましては全て提出のほうをさせていただきます。

○委員長

お諮りいたします。各委員から要求がありました資料について、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

資料の準備ができております。案件に記載のとおり、サイドブックス内のフォルダに資料を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

令和4年度決算の概要について説明させていただきます。

「令和4年度飯塚市決算に係る主要な施策の成果説明書」の5ページをお願いいたします。「まえがき」の中段以降に記載しておりますとおり、本市の令和4年度決算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策やコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策など地域経済対策を行うとともに、「第2次飯塚市総合計画」の都市目標像の実現及び将来世代に向けて持続可能な行財政運営を引き継ぐための必要な財源確保につながる効果的・効率的に創出できる施策、事業を検討し、「まちづくりの好循環」及び「幸せを分かち合えるまちづくり」という視点をもって予算を編成し、各種施策、事務事業に取り組みました。

6ページをお願いいたします。「令和4年度一般会計及び各特別会計の決算額」でございまして、歳入、歳出決算額及びその差引額を掲載いたしております。

小型自動車競走事業特別会計が赤字決算となり、令和5年度に繰上充用にかかる予算を編成し補填をしていますが、それ以外の会計につきましては、黒字決算でございました。

その下の表は、普通会計ベースで算出する経常収支比率等の5年間の推移を示したもので、令和4年度の経常収支比率は94.6%と前年度と比較し1.4ポイント上昇しており、社会情勢や行政需要の変化に対応できる財政構造の弾力性が減少していることを示しています。

7ページをお願いいたします。「一般会計決算にかかる主要な施策の成果説明書」でございまして、決算の状況や歳入・歳出の状況について記載いたしております。

「Ⅰ 決算の状況・決算規模の推移」の決算の状況につきましては、令和4年度の歳入歳出差引額及びこれらから翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた実質収支額ともに黒字となっております。また、地方自治法の規定により、この実質収支額のうち7億306万8千円を、令和5年度で財政調整基金、減債基金及び公共施設等整備基金に積立を行っております。

決算規模の推移ですが、令和4年度の決算規模は、ふるさと応援寄附金とその関連経費、体育館等建設事業などの普通建設事業等の増加により、歳入歳出とも前年度と比較して増加しております。

「Ⅱ 歳入の状況」では、款ごとの決算額とその構成比率、前年度との比較表を掲載しています。18款、財産収入、22款、諸収入などが減少したものの19款、寄附金、20款、繰入金などが増加したため、全体としては、約46億5千万円の増となっております。

8ページをお願いいたします。款別の「○主な歳入の状況」では、前年度との増減額の内訳と、その説明を表の下に記載しており、前年度と比べると5.4%の増となっております。そ

のうち、増減額が大きい款を中心に説明させていただきます。

1 款、市税は、歳入の約 16% を占め、前年度と比較して約 4 億 5 千万円の増となりました。これは、個人市民税、法人市民税、固定資産税などが増となったことが主な要因となっております。

9 ページをお願いいたします。12 款、地方交付税は、歳入の約 19% を占めており、前年度と比較して約 5 億 1 千万円の増となっております。

臨時財政対策債を加えた実質的な普通交付税は、基準財政需要額において、単位費用や補正係数の見直しによる増があったものの、令和 3 年度限りの措置である「臨時財政対策債償還基金費」の減等により約 3 億 4 千万円の減、基準財政需要額から差し引かれる基準財政収入額は、市税の増加等により約 6 億円の増となっております。以上の増減要素により約 9 億 3 千万円の減となっております。特別交付税につきましては、約 9 千万円増の約 21 億 5 千万円が交付されております。

11 ページをお願いいたします。16 款、国庫支出金は、歳出における事業の財源となっており、歳入の約 22% を占めております。その事業規模に応じて増減しており、全体として約 1 億 3 千万円の減となっております。

13 ページをお願いいたします。18 款、財産収入は、不動産（土地建物）売却収入において、令和 3 年度に地方卸売市場跡地などの売却がありましたので、全体で約 21 億 3 千万円の減となっております。

19 款、寄附金は、ふるさと応援寄附金の増加などにより、全体で約 25 億 1 千万円の増となっており、これに連動する 20 款、繰入金のふるさと応援基金繰入金については、寄附金事業に必要な経費、寄附目的に対応した事業費に活用するため約 28 億 2 千万円の増となっております。

14 ページをお願いいたします。22 款、諸収入は、新型コロナウイルス感染症対策事業に関連した地域活性化応援券精算負担金などの皆減などにより、約 14 億 3 千万円の減となっております。

23 款、市債は、浸水対策事業、文化会館施設整備事業、体育館等建設の保健体育施設整備事業などの財源として、全体で約 46 億 9 千万円の借入れを実施しております。

16 ページをお願いいたします。「Ⅲ 歳出の状況」では、款ごとに前年度との比較表を掲載しております。3 款、民生費、7 款、商工費などが減少しましたが、2 款、総務費、10 款、教育費などが増加したため、全体としては約 68 億 7 千万円の増となっております。

「○主な歳出の状況」では、歳入と同様に、款ごとに前年度との増減額の内訳と、その説明を表の下に記載しており、前年度と比べると 8.4% の増となっております。このうち、増減額が大きい款を中心に説明させていただきます。

2 款、総務費は、交流センター整備事業費が減少したものの、ふるさと応援基金積立金、ふるさと応援寄附事業費、公共施設等整備基金積立金の増加などにより、全体として、前年度と比較して約 44 億 1 千万円の増となりました。

17 ページをお願いいたします。3 款、民生費は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業費や子育て世帯応援事業費などが増加となったものの、子育て世帯等臨時特別支援事業費、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費などの減少により、約 15 億 6 千万円の減となりました。

18 ページをお願いいたします。7 款、商工費は、市民応援クーポン券発行事業費などが増加となったものの、地域活性化応援券発行補助事業費などが減少したため、約 7 億円の減少となっております。

20 ページをお願いいたします。10 款、教育費は、体育館等建設事業費、市民公園テニスコート施設整備費などの増加や令和 3 年度に廃止いたしました学校給食事業特別会計の一般会

計への移行により、約3億9千万円の増となりました。

12款、公債費は、過去に借入れた分の償還終了がありましたましたが、新たに元金償還が始まったものもあり、約3億6千万円の増となりました。

次に、22ページをお願いいたします。「IV 主要施策の成果」につきましては、「事務事業評価シート」を活用いたしまして、当該事務事業に要した経費、概要及び目的など、今年度の実績及び成果と課題について抜粋し、一般会計で92の事務事業を掲載しております。各事業ごとの内容の説明は省略させていただきますが、審査のご参考にしていただきたいと思います。

次に、116ページから、「特別会計決算に係る主要な施策の成果説明書」を掲載しております。基本的には一般会計と同様の形式の成果説明書となっており、各特別会計のそれぞれの目的に沿った事務事業を実施し、その決算概要を記載しております。特別会計ごとの内容の説明は省略させていただきますが、審査のご参考にしていただきたいと思います。

135ページ以降に各種の「決算資料」を添付いたしております。135ページは添付している資料の目次となっております。

次に、137ページをお願いいたします。地方債現債高推移表でございまして、平成25年度以降の残高の推移をまとめたものでございます。

令和4年度の普通会計の地方債現在高は、前年度と比較すると約20億7千万円減少し、特別会計では、メインスタンド整備事業を実施している小型自動車競走事業特別会計で増加しておりますが、ほかの特別会計は減少しております。一般会計、特別会計の合計では、約8億1千万円の減となっております。

138ページをお願いいたします。こちらは令和2年度末から令和4年度末までの基金の状況についてまとめたものでございます。

一般会計の積立基金の一番上、財政調整基金の令和4年度末残高は約90億円で、前年度末より約1億円の減となっております。その下の減債基金は約82億6千万円で、前年度末より約8億9千万円の増となっております。令和4年度に将来の公共施設及び公用施設の建設費、改修費等の整備費の財源確保を目的として設置しました公共施設等整備基金につきましては約10億円となっております。次に、ふるさと応援基金は約33億3千万円の残高となっておりますが、令和5年度の事業にほぼ全額活用することを予定しております。一般会計の積立基金全体では約24億4千万円の増、特別会計を含む積立基金全体では約31億5千万円の増となっております。

次に、139ページをお願いいたします。基金の運用状況について掲載しております。左の表では、預金・債券・貸付金・土地の運用区分ごとの令和3年度末及び令和4年度末の現在高を記載しており、右の表に令和4年度の預金利子及び運用収入等の内訳を記載しております。収入額につきましては、大口定期預金等による預金利子が約1200万円、国債による運用収入が約1億6千万円となっており、合計で約1億7千万円の収入がっております。

142ページをお願いいたします。普通会計財政指数等推移表でございまして、他市と比較が可能となる普通会計の決算状況及び主な財政指数等の10年間の推移をまとめたものとなっております。説明については、省略させていただきます。

143ページをお願いいたします。別表7の健全化判断比率は、地方公共団体の財政状況を4つの指標で表し、財政の早期健全化や財政再生の必要性を判断するものでございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、普通会計及び市の会計全体としては赤字ではありませんでしたので、数値の記載はございません。実質公債費比率につきましては、普通会計における地方債の「元利償還金」や公債費に準ずる債務負担行為などの「準元利償還金」に充てる一般財源の程度を示す指標となり、令和4年度は6.8%となっております。将来負担比率につきましては、普通会計の地方債残高のほか、公営事業や一部事務組合等への負担も含

めた、将来本市が負担すべき実質的な負債の程度を示す指標となっており、令和4年度は充  
当可能財源等が将来負担額を上回ったため算定なしとなりましたので、数値の記載はございませ  
ん。

次に、別表8の公営企業の資金不足比率につきましては、公営企業会計ごとの事業規模に対  
する資金不足額の程度を示すもので、令和4年度は全ての公営企業会計において、資金不足額  
はありませんでしたので、数値の記載はございません。

そのほかにも資料を掲載しております。説明は省略させていただきますが、審査のご参考に  
していただければと思います。

以上で、決算概要の説明を終わります。

#### ○委員長

補足説明が終わりましたので審査に入ります。最初に監査委員の審査意見書に対する質疑を  
許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

ないようですので、監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 26

再 開 10 : 27

委員会を再開いたします。

「認定第1号 令和4年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」の質疑に入ります。質疑  
については、款ごとに行いたいというふうに思います。まず、第1款、議会費及び第2款、総  
務費について、77ページから102ページまでの質疑を許します。なお、質疑をされる際  
には、事項別明細書のページ数と費目、質疑事項を示して質疑をされますようお願いいたし  
ます。

まず、質疑事項一覧表に記載をされています79ページ、総務管理費、一般管理費、第  
2次行財政改革後期実施計画について、赤尾委員の質疑を許します。

#### ○赤尾委員

いつか会の赤尾です。一番初めの質問をさせていただきます。また質問を通して、いろ  
う学ばせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

79ページの総務管理費、一般管理費の行財政改革推進事業費について質問します。まず、  
資料要求していましたが第2次行財政改革後期実施計画の令和4年度進捗状況資料の概要につ  
いて説明してください。

#### ○業務改善・DX推進課長

それではご説明させていただきます。資料の50ページをお願いいたします。本計画は、第  
2次行財政改革大綱に基づき策定いたしました令和元年度から令和5年度までの5年間の実施  
計画でございまして、令和4年度までの進捗状況を示したものになっております。

次のページをお願いいたします。大綱に掲げている目標は、表に記載しております3項目に  
なっております。①の財政調整基金の年度末積立残高につきましては、令和5年度時点の目標  
64億円に対しまして、好調なふるさと納税の増加などの影響によりまして、昨年度より7億  
9800万円増加いたしましたので、172億5400万円となっております。②の公債費につ  
きましては、期間中目標60億円以内という目標に対しまして、49億8500万円とな  
っております。③の単年度収支の黒字化につきましては、19億7200万円の赤字とな  
っております。単年度収支につきましては、当該年度の実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた  
ものでございまして、翌年度に活用できる繰越額がどのように推移しているのかを見ること  
ができる指標となっております。令和4年度については、翌年度に繰り越す額である実質収支  
が令和3年度よりも減少したことを表しておるものでございます。この理由といたしましては、  
令和3年度の歳入につきまして、普通交付税が措置されたことなどによる約12億6千万円の

増、土地の売払収入約18億円が増となったことにより、実質収支は約33億8千万円と多額になったことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。この表は、後期実施計画で定めております推進項目54項目の進捗状況を一覧表で記載したものでございます。令和4年度の状況でございますが、推進項目54項目に対しまして、40項目に着手・実施をいたしております。また、数値で把握できる効果といたしましては、令和4年度は目標額3億8200万円に対しまして、34億2064万円の効果が出ているという状況でございます。また、表の右側に各項目の効果額、一番右下に効果額の合計を記載いたしておりますが、現時点で、令和5年度までの目標額18億5200万円に対しまして、計画期間中、毎年度増加をしておりますふるさと納税の好調さを反映いたしまして、既に約119億4367万円に達しているという状況でございます。

次のページ以降に、具体的な推進項目の進捗状況を記載しておりますが、説明のほうは省略させていただきます。

○赤尾委員

推進項目54項目に対して、引き続き好調なふるさと納税の推進を含めた40項目については着手・実施しているとのことですが、昨年度と比較して、他の推進項目の進捗状況はどうなっているか教えてください。

○業務改善・DX推進課長

進捗状況でございますが、着手・実施した項目数といたしましては、昨年度から増えていないような状況でございます。

○赤尾委員

残り14項目については進んでいないという理解でよろしいでしょうか。

○業務改善・DX推進課長

残りの14項目につきましては、実施に向けて検討は進めているものの、実施までには至っていないというものが多くございまして、交流センターの指定管理者制度の導入検討や、Park-PFI制度の活用など、相手方との調整や課題の整理が必要なケースがございます。ただ、補助金等の適正化や、手数料・使用料の見直しなど、検討が進んでいない推進項目もございましてことから、推進項目の着実な実施に向けて、検討を加速させる必要があるものと考えておるところでございます。

○赤尾委員

本計画の計画期間は令和5年度までとのことですが、まだ達成されていない推進項目や、時代の変化や市民のニーズの変化に伴い、方向性がずれてしまっている項目もあるのではないかと思います。新たな行財政改革大綱も策定中のようですが、今後どのように推進していくお考えでしょうか。

○業務改善・DX推進課長

策定中の行政経営戦略推進ビジョン及びプランにおきましては、時代の変化に対応した新たな視点で行政経営に取り組むことが必要であると考えておるところでございますが、引き続き取り組むべき項目も多くあるものと認識をしているところでございます。本市にとって、何が重要なのかを見極め、継続して改善改革に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○赤尾委員

分かりました。よろしく申し上げます。この件につきましてはこれで質問を終わらせていただきます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:36

再 開 10:37

委員会を再開いたします。

次に、86ページ、総務管理費、企画費、市民交流プラザ管理費負担金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。資料ナンバー27、資料集の69ページですけれども、出ておりますので、まず説明を求めます。

○市民活動支援課長

説明させていただきます。市民交流プラザの活動状況の推移について、近年3か年の状況で説明させていただきます。令和2年度、市民交流プラザ2799人、消費生活センター308人、若者就職支援センター29人、つなぐカフェ@飯塚2593人、合計で5729人となっております。令和3年度、市民交流プラザ2845人、消費生活センター351人、若者就職支援センター184人、つなぐカフェ@飯塚1451人、合計4831人。令和5年度、市民交流プラザ3820人、消費生活センター385人、若者就職支援センター146人、つなぐカフェ@飯塚1216人、合計5567人となっております。令和5年度、途中経過でございますが、市民交流プラザ2686人、消費生活センター78人、若者就職支援センター71人、つなぐカフェ@飯塚456人、8月末現在でございます、合計3291人となっております。つなぐカフェ@飯塚につきましては、9月1日にゆめタウン内へ移転していることを報告させていただきます。

○川上委員

これらの成果による負担金の内容をお尋ねします。

○市民活動支援課長

市民交流プラザは負担金750万円でございますが、交流プラザのあいタウンにおける共有部分、維持管理等の費用となっております、市民交流プラザに相当する経費を負担金として支払っているものでございます。

○川上委員

金額をお尋ねしております。

○市民活動支援課長

管理費負担金でございます、内訳でございますが、750万6772円の内訳でございます、土地代、あと損害保険、共益費、駐車場管理費等々の通常の費用の部分が455万8772円となっております。あと、空調機、エアコンの更新工事がございまして、その部分の市民交流プラザの負担金が294万8千円となっております。それで合計で、先ほど言いました750万6772円となっております。

○川上委員

活動状況の利用状況に関するコロナの影響はどういう評価をしていますか。

○市民活動支援課長

コロナ禍でございますが、資料にもございますけど、感染症対策により閉館した機関がございます。それによって、活動団体等々が活動がちょっとできなかったというのがございまして、その分利用状況が少なくなったというふうに判断しております。

○川上委員

つなぐカフェ@飯塚の移転の経過を伺います。

○市民活動支援課長

つなぐカフェ@飯塚が移転した経過、理由でございますが、昨年度より大学のほうから、市民交流プラザでつなぐカフェ@飯塚を運営しておりましたが、通常、飲食ができない、ほかのお客さんがいる関係で静かに利用しなくちゃいけない、19時以降にエスカレーター及び中央

エレベーターが使用できない、寄りつきにくいことといった意見が上がりまして、本年度、つなぐカフェ@飯塚運営委員会及び支援委員会において、ゆめタウン飯塚への移転の検討がされ、移転が決定したという経緯をお伺いしております。

○川上委員

このように遅れたのは、どういう事情でしょうか。

○市民活動支援課長

移転が遅れたという理由については、詳細はちょっと私どもではちょっと把握はできていないんですが、先ほど言いました委員会の中で検討なされた結果、移転が決定したという、繰り返しになりますけど、経緯でございますので、その点でご理解いただきたいと思います。

○川上委員

ゆめタウンのオープンをずっと待ってあったということじゃないんですか。

○市民活動支援課長

ちょっと繰り返しになりますけど、オープンを待っていたかどうかというのは、ちょっとそれは私どもでは把握しておりませんが、ゆめタウン移転を決めたというのは、経過としてお伺いしております。

○川上委員

市が管理する施設でしょう。そこから移転してもらおうという話だったんで、把握していないというのはおかしくないですか。

○市民活動支援課長

先ほども言いましたけど、実際、利用上の問題で使い勝手がという話はお伺いしておりました。実際のところ、移転について話合いが行われていたというのはお伺いしておりますけど、9月1日に移転をするというふうな内容で、こちらのほうは把握しておりました。

○川上委員

質問には答えていただけていませんね。

○委員長

川上議員、ちょっと待ってください。令和4年度の決算の案件で質疑されているんですよね。このカフェの移転が関係あるんですか。（発言する者あり）

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：45

再 開 10：45

委員会を再開いたします。

○経済政策推進室産学振興担当主幹

私のほうからお答えさせていただきます。つなぐカフェ@飯塚の移転につきましては、もともと令和4年中に、大学のほうからそういった意見は聞かれておりましたが、移転についての本格的な意見は出ておりませんでした。移転についての話はまだなっておりませんでした。今年度に入りまして、ゆめタウンのそういったホールができるということに伴いまして、移転について協議を始めたというところでございます。

○川上委員

担当課が分からないというのはおかしいよね。お認めになったということですかね。ゆめタウンがオープンするのを待ってあったということなんでしょう。答弁してください。

○経済政策推進室産学振興担当主幹

そのとおりです。

○委員長

暫時休憩いたします。



休憩 10:47

再開 10:47

委員会を再開いたします。

○経済政策推進室産学振興担当主幹

ゆめタウンができたからその協議に入ったのではなく、もともと令和4年度からそういった協議は始まっていたというところがございます。

○川上委員

もともと市民交流プラザの機能と矛盾が生じかねないこのつなぐカフェ@飯塚でしょう。ですから、それぞれの機能を発揮するためには分離したほうがいいでしょうということもともとあったわけですね。だからこれは早急に実施することによって市民交流プラザの機能を充実させていくと、サービス機能を充実させていくということがあったのに、それをずるずると9月1日まで引っ張ってきたというのは、飯塚市の責任ではないかということを行っているわけですよ。質問を終わります。

○委員長

87ページ、総務管理費、企画費、企業版ふるさと納税について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

87ページ、総務管理費、企画費、企業版ふるさと納税についてお伺いします。まず初めに、過去5年間の寄附金額、企業数の推移を教えてください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

企業版ふるさと納税の過去5年間の寄附金額及び企業数についてでございます。平成30年度につきましては、寄附金額365万円、企業数は5件となっております。令和元年度は寄附金額100万円、企業数は1件でございます。令和2年度は寄附金額1200万円、企業数は2件でございます。令和3年度は寄附金額4530万円、企業数は4件でございます。令和4年度につきましては、寄附金額3410万円、企業数は8件となっております。以上、5年間の推移でございます。

○赤尾委員

この企業版ふるさと納税というのは平成28年に創設されたんですよね。今ちょっとお聞きしますと、令和2年度に寄附金額が急伸した要因は、恐らく同年4月に税制の改正があったためだと思いますが、令和4年度は昨年比で企業数が倍に増えたにもかかわらず、寄附金額が下がってしまっています。この原因を教えてください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

令和3年度寄附金額が4530万円に対しまして、令和4年度3410万円、金額的には下がっております。また企業数は逆に、令和3年度4件、令和4年度は8件ということで企業数は増えておりますが寄附金額が下がった分につきましては、令和3年度の企業数のうち、1企業様だけで高額の金額を寄附していただいております。1事業者が3千万円、1事業者が1千万円、1事業者が500万円、1事業者が30万円ということで、4件ですけれども、金額的にはこちらのほうが大きかったという結果でございます。

○赤尾委員

個人版のふるさと納税は全国8位になるなど、市の財源確保の視点で見るとしっかりと取り組まれて結果も出ているようですので、ぜひこの好調を維持していただきたいと思います。一方で、企業版ふるさと納税のほうは令和4年度は約3500万円と、制度や性質が違うので比較対照はできませんが、まだまだ取組次第では寄附の増加が見込める気がいたしております。個人版と同様に、市の財源確保としてもっと積極的に取り組んでいただきたいと思います。そこで、現在の取組体制についてお聞かせください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

企業版ふるさと納税を所管しておりますのは経済部特産品振興・ふるさと応援課でございます。課内の体制といたしましては、ふるさと応援係で、企業版ふるさと納税を担当しておりますけれども、係長が1名、係員2名、会計年度任用職員2名の計5名で取り組んでいるところでございます。

取組の内容といたしましては、これまでご寄附をいただいた企業様をはじめ、福岡県人会を通した広報活動、本年度より新たに企業版ふるさと納税のポータルサイトを活用するなど、新たな企業様からの寄附の獲得に向けて、現在取り組んでいるところでございます。

○赤尾委員

ぜひもっと積極的に取り組んでいただきたいと思います。事務を担っているのはふるさと応援係の5名ということですが、個人版ふるさと納税の事務も同じ係が担っております。そうすると、なかなか企業版ふるさと納税まで手が回らない状況ではなかろうかと推測しております。そうであるのなら、人員増も含めて、体制の強化を図ってでも積極的に取り組んでいくべきだと私は思っております。また、先進自治体の中には、年間10億円以上の寄附金を集めている自治体もあります。そういった事例を調査研究すれば、もっと寄附が集まるのではないかと思います。どのように考えておられるのか教えてください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

まず、人員配置についてでございますが、特に当課としましては不足しているというような認識はしておりません。質問委員が言われますとおり、先進自治体の中には、数億円の寄附実績がある自治体も多くございます。ただし、個人版ふるさと納税と違いまして、企業版ふるさと納税の場合、具体的な計画であったり事業に対する寄附ということになりますことから、本市におきましても、毎年度、市の政策事業等を全庁的に照会を行いまして、各事業ごとに企業様向けのPRシートというのを作成しております。それをもって寄附金を募っているというような状況でございます。また、今後も先進自治体の事例の中で本市で生かせそうな取組事例があれば、そういったものは積極的に取り入れていく方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

○赤尾委員

ぜひ、寄附額が増えるように進めていただきたいと思います。

次に、企業版ふるさと納税は、本社が所在する自治体にはできない。これの意味するところは、本社がたくさんある自治体は寄附されることで、本来入るべき法人税等の税控除も含めて非常に不利になること、また、高額な寄附が見込めるとするならば大企業であり、そうすると必然的に大都市圏に本社がある企業ということにつながってくると思います。そうであるならば、やはり関東地域を中心とした大手企業の多い地域での営業活動こそ、寄附の増加につながるものと思いますが、どのようなお考えか教えてください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

企業様が寄附される傾向といたしまして、支店や支所、営業所等があつて、何かしら地元の自治体と縁のある場合や、企業のトップ出身の自治体、さらには、企業理念と合致している具体的な取組に賛同してなどといった例がございます。関東地域のみならず、関西や中部など都市圏での広報活動につきましては、今後も継続して行ってまいります。

また、大手企業となりますと、そもそもトップにお会いする機会を設けること自体、非常にハードルが高く、支店等の営業窓口で終わってしまう場合もございます。本市に何かしら縁がございましたら、そういった機会も設けやすくなりますし、市の幹部の皆様を通じた縁のある企業であったり、トップセールスを含めた営業活動にも取り組みながら、寄附の増加に努めていきたいというふうに考えております。

○赤尾委員

最後に私からの要望になります。本市は現在、大手企業の誘致が成功・実現し、企業側からの注目度が高まりつつあるのではないかと認識しております。これを機に、企業が享受するメリットを効果的にアピールし、企業版ふるさと納税の成長につなげていただきたいと思います。

また、増員を含めた体制強化について先ほどお尋ねしましたが、人員不足はないとの答弁ありましたが、地方創生事業の拡充・強化を図るため、専門的知見を有する人材を企業から受け入れる企業版ふるさと納税・人材派遣型というのがございます。そちらの活用もご検討いただきたいと思います。これで質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 58

再 開 11 : 09

委員会を再開いたします。

次に、88ページ、総務管理費、地域振興費、コミュニティバス等運行事業費について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

総務管理費、地域振興費、コミュニティバス等運行事業費についての状況また及び成果と課題について、1、2点ほどお聞きさせていただきたいと思います。初めに令和4年度からエリアワゴンの運行が始まるなど、コミュニティ交通については新たな交通体系での運行が、現在行われていると思います。初めに令和4年度の各コミュニティ交通の運行状況と利用状況についてお尋ねいたします。

○地域公共交通対策課長

令和4年度の主なコミュニティ交通機関の運行状況と利用状況についてお答えいたします。エリアワゴンにつきましては、従来まちづくり協議会が運営しておりました買物ワゴンを基に令和4年度から、市のコミュニティ交通としての運行を行っております。運行区域は、立岩地区及び飯塚片島地区を除く10地区でございまして、運行日につきましては、各地区、各路線で異なりますが、地区内の主な路線につきましては、おおむね土曜日と平日の1日から2日分程度の運行をしております。利用者数につきましては、市全体で3万1313人、前年度買物ワゴン運行事業に比べまして、1万8291人の増加となっております。予約乗合タクシーにつきましては、令和3年度以前からの運行を継続しております。立岩地区、飯塚片島地区及び菰田地区を除く9地区におきまして、平日運行をしております。利用者数につきましては3万9953人、前年度比994人増加となっております。コミュニティバスにつきましては、宮若市と共同運行しております宮若・飯塚線に関しましては、令和3年度以前からの運行を継続しており、宮若市と本市中心市街地間を平日及び土日祝日運行しております。利用者数は1万3792人、前年度比1254人増加となっております。市の独自路線につきましては、令和4年度からは、令和3年度までの筑穂・飯塚線と高田・鎮西線を統合した、筑穂・高田線1路線のみの運行を行っております。この路線は、筑穂地区から穂波地区の高田地域等を経由し、中心市街地を結ぶ路線を平日運行しております。利用者数としましては、1万1376人と、統合前の2路線の令和3年度の利用者数合計と比べ、6514人の減少となっております。その他の交通機関を含めると、コミュニティ交通全体としましては、令和4年度合計利用者数、10万220人、前年度と比べまして、1万6299人の増加となっております。

○守光委員

では次に、成果と課題についてお聞きしたいと思うんですけども、エリアワゴンとコミュニティバス筑穂・高田線については令和3年度から令和4年度において、運行内容が大きく変化しております。また令和4年度の運行状況や利用状況等を振り返り、どのような成果や課題等

があったのかをお尋ねいたします。

○地域公共交通対策課長

ご質問のエリアワゴンとコミュニティバス筑穂・高田線の成果と課題でございますが、エリアワゴンにつきましては、成果として買物ワゴンを運行していなかった二瀬地区及び鎮西地区においても、当該事業が実施できたこと、また運行日数の増加により、利用者数が大幅に増加しておりますので、身近な交通機関として、地域住民に浸透してきているというふうに感じております。一方で、地区内でも停留所ごとの利用状況の格差が生じている現状がございますので、運行効率化を図ることや住民ニーズの反映に努めていく必要があると考えております。コミュニティバスの筑穂・高田線につきましては、成果としましては、筑穂地区等からの移動手段を確保しながら、効率的な運行を継続できていること、また、地域住民から要望されておりました筑穂支所周辺への運行につきましては、今年度、令和5年度運行を実施しているところでございまして、現在のところ、利用者数も一定数あり、その状況を注視しているところでございます。今後も住民ニーズを調査しながら、改善できるものは対応していきたいと考えております。

○守光委員

最後に、今言われましたとおりエリアワゴンに関しては、新たに2地区の実施、また利用者数が大幅に増加し、住民の方にも浸透してきているということでもあります。もうコミュニティバスまたエリアワゴン、乗合タクシーに関しましては、本当に民間の路線が減る中で大事な取組でありますし、本当に住民の皆さんの足になりますので、今後も課題等もありますので、しっかり課題等も少しでも解決していただきたいということと、あと最後に要望なんですけども、これは乗合タクシーに関しまして、いろんなご意見をこれまでいただいてきたんですけども、中でも予約が増加する中でなかなか予約がとれないという、大きな課題だと思うんですけども、それとともに、ある方はもう予約をしなくちゃいけないので、例えば病院とかに行ったときに、行きと帰りを予約したときに、病院でありますので、なかなか待ち時間とか、そこら辺りが合わなくて帰りが過ぎてしまったりとか、そういう部分も、課題があると思いますので、この点はなかなかちょっと改善が難しいかも分かりませんが、それも含めて今後、住民の皆さんが本当にコミュニティバスまた乗合タクシー、エリアワゴンがあることを本当に喜んでいただけるような取組を今後もよろしくお願いいたします。

○委員長

同じく、88ページ、総務管理費、地域振興費、コミュニティバス等運行事業費について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕二委員

同じく88ページ、総務管理費、地域振興費、コミュニティバス等運行事業費についてお尋ねいたします。守光委員の質問とはちょっと視点が違いますので、よろしくお尋ねいたします。コミュニティ交通につきましては、昨年度から新たな交通体系で運行が始まっております。その内容につきましては、これまでのコミュニティ交通の運行内容と大きく変化していることは、皆様の御承知と思いますが、これまでの買物ワゴンを引き継ぐ形で市内10地区においてエリアワゴンの運行がスタートし、また、市単独のコミュニティバスについては、民間路線バスとの役割分担を行う中で、統廃合を行い、筑穂・高田線の運行が行われております。このように大規模な変更が行われる中で、ご意見やご要望を含めまして、市民の方からの反響というの、これまでとは違っていただけないかと思われまます。私のほうにも、地域の方々からいろんなお話をお聞きする中で、コミュニティバス等に対するご意見やご要望などをお聞きすることがございます。そこで、ここでは、コミュニティバスなどの市民のご意見やご要望に対して、どのように対応しているのかお尋ねいたします。最初に、昨年度及び現在の市民からのご意見やご要望の状況についてお尋ねいたします。

○地域公共交通対策課長

市民からのご意見やご要望につきましては、日頃より電話や窓口でお伺いしておりますけれども、昨年度及び今年度の状況につきましては、おおむねですけれども、月に3、4件程度と、従前と比べ少なく、その主な内容につきましては、エリアワゴンの停留所の追加や路線に関するなどがございました。当課といたしましては、市民ニーズを把握し、利便性を向上するため、次年度の運行計画を検討する前に、各地区のまちづくり協議会等で、利用状況等の報告をするとともに、ご意見、ご要望をお聞かせいただくようにしております。また、令和4年度につきましては、コミュニティ交通の利用者や一般市民にアンケート調査等をして、市民ニーズの把握に努めているところでございます。

○田中裕二委員

コミュニティバス等の運行につきましては、従前から3年を一つの計画期間として運行が行われております。現在の運行は昨年度から開始しておりますので、現在は2年目の運行を実施しているということになります。今年度は現在の運行の部分的な改善を図り、全体的な見直しは来年度検討するということになると思いますが、そのスケジュール等について確認をさせていただきたいと思っております。

○地域公共交通対策課長

質問委員の言われますとおり、現在の交通体系による各種交通機関の運行につきましては昨年度から開始しております。令和6年度までの3年間は、部分的な改善を図りながら運行を継続することとしております。次の全体的な見直しにつきましては、来年度、令和6年度におきまして、各地域の要望等の集約や飯塚市地域公共交通協議会等での議論を行いまして、令和7年度以降の交通計画を策定することとなります。次の全体的な見直しを含む今後のコミュニティ交通事業に関しましては、コミュニティ交通の在り方の考え方や、今年度から5か年計画として策定いたしました飯塚市地域公共交通計画に基づきまして、それらの趣旨に沿った事業運営や運行計画の策定が行われるものと考えております。

○田中裕二委員

コミュニティ交通の運行計画につきましては、ただいまご答弁ありましたように、飯塚市地域公共交通協議会において、議論を行い決定するというご答弁がございました。そこで、飯塚市地域公共交通協議会の委員構成や委員任期がどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○地域公共交通対策課長

飯塚市地域公共交通協議会につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に基づく法定協議会でございます。その法令の中で構成員等も規定されております。委員構成につきましては、自治体、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、学識経験者、市民代表等となっております。構成員数は全体で30名となっております。本市の同協議会の委員の任期につきましては、2年間としておりまして、現在の委員の任期は令和6年3月31日までとなっております。

○田中裕二委員

飯塚市地域公共交通協議会においては、根拠法令に基づいて委員が選出されているようですが、委員の方々は実際にコミュニティ交通を利用されていないのではないかと、このように思います。実際に利用されている方々が、協議会委員になって、運行を協議する場に参加することで、今よりもよりニーズに対応した運行が実現できるのではないかと、このように考えます。先ほどのご答弁では、令和7年度以降の次期運行計画の検討は来年度行われるということ、また、現在の協議会委員の任期は今年度末までで、来年度新たな委員構成になるということでもございました。市民ニーズに合ったコミュニティ交通をするためにも、次回の協議会委員の選出の際には、コミュニティ交通を実際にご利用なさっている方も委員として参画できるようにしてはどうかと思っておりますが、この点はいかがでしょうか。

#### ○地域公共交通対策課長

まず、同協議会におきましては、協議会の場において、市民の方々のご意見やご要望を反映するために、市民代表として、各地域の中核団体でありますまちづくり協議会から委員を選出いただいております。この方々に協議会に参画していただくことによりまして、委員ご自身は、コミュニティ交通をご利用になっていないかもしれませんが、この方々は、日頃より地区内の利用者を含む、様々な地区住民の方のご意見等をお聞きすることが多いと思われることから、地区内の状況や情報を、協議会での協議に反映することができると考えておりまして、そういった理由で協議会の委員の選出をお願いしているところでございます。市内全地区12地区から委員を合計12名、選出いただいております。また、昨年度の委員選出時から、まちづくり協議会に属していないような、一般の市民の方には、この協議に参画していただけるように、また女性の協議参画を目的としまして、公募により、市民代表者として女性1名を選出するようにしておりますので、協議参画希望の方には、応募をいただきたいというふうに考えております。このように様々な手法を講じながら、より各地区のニーズに対応できるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

#### ○田中裕二委員

最初に言いましたように、私のもとにもいろんな要望等がございます。この運行に関しましては地域公共交通協議会で検討されているという、ですから皆様の声は、そこで吸い上げられているのではないですかという話をしました。ところが、さっきも言いましたように、実際にコミュニティバスを、コミュニティ交通を利用していらっしゃる方ばかりの協議の場で、利用している方の意見は反映されていないと、このような声を聞きましたものですから、ぜひこの協議会の中に実際利用されている方々の声を吸い上げていただきたいということを思いまして、今回質問をさせていただきました。実際に参加されている方の声が届くような計画、協議会にさせていただきますようにご要望いたしまして、質問を終わります。

#### ○委員長

次に、同じく88ページ、総務管理費、地域振興費、エリアワゴン運行事業について、赤尾委員の質疑を許します。

#### ○赤尾委員

88ページ、総務費、総務管理費、地域振興費、エリアワゴン運行事業についてお尋ねします。令和4年度からエリアワゴンの運行が開始されています。決算書においてエリアワゴン運行業務委託料は3263万5240円とありますが、その概要と市内の各地で運行されていると思いますので、地区別の委託料はどのようになっているのか教えてください。

#### ○地域公共交通対策課長

エリアワゴン運行業務委託料につきましては、道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者によるワゴン車両の運行業務に対する委託料でございます。令和4年度の各地区の委託料につきましては、飯塚東地区432万5970円、庄内地区430万7490円、筑穂地区685万5200円、鎮西地区185万2950円、二瀬地区185万8230円、幸袋地区219万6480円、鯉田地区137万1040円、穎田地区219万6480円、穂波地区508万7280円、菰田地区258万4120円で、合計3263万5240円となっております。なお、この運行事業者につきましては、飯塚東地区、庄内地区並びに筑穂地区が有限会社Shonai観光、筑穂地区及び二瀬地区が綜合交通株式会社、幸袋地区、鯉田地区並びに穎田地区が安全タクシー有限会社、穂波地区及び菰田地区が穂波タクシー株式会社となっております。

#### ○赤尾委員

すみません、初歩的なことをちょっとお尋ねして申し訳ないんですけど、運行事業者の委託先の選定方法、それと委託料の基準というか根拠を教えてください。

○地域公共交通対策課長

運行事業者の選定につきましては、プロポーザル方式で地区単位、地区ごとといたしますか、複数の地区を一つのグループとした委託業務をお願いしているところでございます。委託料の算定につきましては、基本的に1時間当たりにかかる経費等を含めた算定単価を用いて、その委託料の予定額を想定したところでございます。

○赤尾委員

エリアワゴンが市内10地区で運行されているということですが、その利用状況についてお尋ねします。

○地域公共交通対策課長

令和4年度の各地区の利用状況としましては、飯塚東地区が6666人、庄内地区3427人、筑穂地区3225人、鎮西地区1994人、二瀬地区2167人、幸袋地区2248人、鯉田地区888人、颯田地区1988人、穂波地区6664人、菰田地区2046人で、合計3万1313人となっております。

○赤尾委員

令和2年度に総合政策課が担当していた市民意識調査について、地域公共交通事業に関する内容はどのようになっているのか、その結果についてどのような認識を持たれているのか教えてください。

○地域公共交通対策課長

ご質問の市民意識調査につきましては、令和2年度に調査されたものでございます。その調査結果につきましては、「定住環境・公共交通の充実」という名称の施策として取りまとめられていますけれども、「施策の重要度が高いが満足度が低い」施策の4位、「さらなる対策が必要な施策」の1位に、また本市が住みにくいと回答した人の理由として、「交通の便がよくない」と選択をした人が最も多かったなどの複数の調査事項におきまして、改善が必要な施策の上位に挙げられている調査結果が報告されております。このような調査結果報告を鑑みまして、公共交通の充実につきましては、今後特に力を入れて取り組む必要がある施策として、改めて認識し、現在も事業のさらなる改善に取り組んでいるところでございます。

○赤尾委員

その結果をどのように捉えているのかお尋ねします。

○地域公共交通対策課長

先ほどの令和2年度の調査結果も含めまして、各種調査結果や市民の方からのご意見等につきましては、その内容を真摯に受け止め、また十分に把握しまして、今後の事業運営に活用したいと考えております。本市の公共交通事業につきましては、昨年度、民間路線バスの運行確保・維持を支援し、民間と行政が適切に役割分担をすることで、公共交通事業全体を維持していくと、コミュニティ交通の在り方の考えを改めるとともに、連携と協働による暮らしを支える持続可能な公共交通体系の構築をその基本理念として掲げた飯塚市地域公共交通計画を策定しております。市全体の公共交通事業を充実させていくためには、民間公共交通事業と、コミュニティ交通事業とをそれぞれで効果的、効率的な事業運営をするとともに、互いに役割分担や連携すること等が必要と考えております。このようなことを踏まえまして、コミュニティ交通につきましては、地区内移動を主とする住民の身近な移動を担う交通機関として事業運営をしているところでございます。先ほど来、ご質問がっておりますエリアワゴン運行事業につきましては、地区内移動をより充実させるために、まちづくり協議会において、その地域住民のニーズ等に応じて、運行計画の改善を重ねられてきた買物ワゴン事業をさらに拡充して、昨年度から運行を実施しております。今後も、利便性の向上や運行の効率化などをしまして、エリアワゴンの運行を充実するなどいたしまして、市全体の公共交通に対する満足度の向上に努めていきたいというふうに考えております。

○赤尾委員

本事業は公共交通の利便性向上が第1の目的であるとは思いますが、高齢化が進む現代において、様々な面で効果が期待できると考えています。交通事故数に占める高齢者の割合は増加の一途をたどる中、本事業の拡充が高齢者の運転免許自主返納を促進させ、交通事故全体数を減少させる効果が現れてくると思いますし、公共交通整備率が高いところほど、1人当たりのCO2排出量が少ないというデータもございます。よって、環境問題に対しても大きく貢献していくものと考えています。昨年度からの運行開始ということで、実績こそ少ないですが、大きな可能性を秘めた本事業をさらに発展させていただきますよう要望し、この質問を終わりたいと思います。

○委員長

同じく88ページ、総務管理費、地域振興費、公共交通対策事業費について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

総務管理費、地域振興費、公共交通対策事業費についてお聞きします。8千万円以上、ここに上がっておりますけれども、まず初めに現状というか、現在市内を運行している西鉄バスについては、全5路線に対して本市が事業費の欠損額を赤字補填されていると思います。各バス路線の今現在の現状をお尋ねいたします。

○地域公共交通対策課長

市内の各バス路線に関しまして、令和2年度までは小竹・天道線及び現在の碓井線の2路線について、事業費の欠損額を市が補填、赤字補填を実施しておりましたけれども、令和3年度からは市内の路線バスの全5路線に対して赤字補填を実施しております。その赤字補填金額につきましては、全5路線の補填を行うこととなった令和3年度は合計で7144万4千円、令和4年度は8144万8千円となっております。令和4年度の内訳といたしましては、本市内を運行しております小竹・天道線は1270万8千円、飯塚市内線は5613万5千円、複数の自治体で運行しております路線につきましては、運行距離に応じて自治体で補填額を案分しておりますけれども、嘉麻市と本市を運行しております上山田線は595万1千円、飯塚・大隈線は429万6千円、嘉麻市及び桂川町と本市を運行しております碓井線は235万8千円の補填を行っているところでございます。

○守光委員

では次に、効果、課題等をお聞きしたいと思うんですけれども、答弁の中で令和4年度の赤字補填額と年度推移を今ご答弁していただきましたけれども、この補填を行うことでどのような効果を上げているのかお尋ねします。また、今後はどのようにこの民間バス路線を維持されていくのか、併せてお答えください。

○地域公共交通対策課長

私どものほうで県内のいろんな情報を聞いております。各地でいろいろ事業の縮小等があるという話も聞いておりますけれども、本市におきましては、全線赤字補填を実施することとなった令和3年度以降、市内のローカル線が廃止・縮小をすることなく、運行を継続しております。また、運行事業者からも現状においては、運行の縮小等の予定はないとお聞きしておりますので、赤字補填の継続実施は路線維持に欠かせないものと、効果があるものと考えております。一方で、赤字補填額につきましては、増加しているという状況もございます。私どもといたしましては、昨年度からコミュニティ交通の新体系への移行の施策も含めまして、民間路線バスの利用促進に取り組んでおりますけれども、今後も市民の方々により多くご利用いただくために、運行业者とともに、利用者増加のための利用促進の周知、広報活動等に取り組んでいきたいと考えております。

○守光委員



この赤字補填をすることによって、今この5路線に関しては、もう縮小・廃止がないということでもありますので、市民の皆さんの本当に大事な足でもありますので、これを本当様々な最後に言われておりましたけども、利用促進の周知広報活動に取り組んでいくということも含めて、しっかりやっていただきたいと思えますし、私もこの7月にちょっと交通事故の被害に遭いまして、車が運転ができないような状態が2か月間ありましたけども、そのときに本当に初めてタクシーも利用しましたし、バスの利用をさせていただきました。ちょっとびっくりしたのが、飯塚市役所から帰ろうと思って、前から乗ろうと思ったら相田のほうに行けないんですね。朝8時台に1本しかないとか、そういう部分もありましたし、この部分もなかなか改善というのは、課題はあると思うんですけども、そういうのも含めて本当に市民の皆さんが、より一層充実した生活ができるようなこのバス路線の維持に努めていただきたいことを要望して、質問を終わります。

○委員長

次に、同じく88ページ、総務管理費、地域振興費、定住化促進事業費（婚活支援事業委託料）について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

次に、総務管理費、地域振興費、定住化促進事業費（婚活支援事業委託料）についてをお聞きしたいと思います。これはもう大分前から始まった事業だと思うんですけども、まず初めに、目標に対する成果をお聞きしたいと思います。

○子育て支援課長

本事業は飯塚市在住または今後飯塚に住みたいと希望する独身男女を対象に、公共の出会いの場を提供し、子育て世代の定住化を図る事業でございます。委託により婚活イベントを実施しております。開催は1回で、参加者数48名となっており、4組のカップルが成立いたしております。

○守光委員

開催は1回ということで、48名が参加して、4組のカップルが誕生したということでもあります。この事業を行う中での課題等がありましたらお尋ねいたします。

○子育て支援課長

まずは結婚したいと思う独身男女が、イベントに多く参加してもらうよう、いかに周知を図るかだと考えております。また、カップルが成立し、成婚にまで至った場合は大変喜ばしいことではありますが、本市にそのまま定住するかは別の問題となりますので、いかに本市に定住してもらうか、その次の施策、どのように定住してもらうかにつなげていけるような取組をすることが課題であろうというふうに考えております。

○守光委員

成立してその先に結婚まで至ったとしても、飯塚市に住んでいただかないと、この取組が、カップルが成立して結婚まで至ることは本当に大変喜ばしいことでもありますけども、本市としてはこの取組が定住に大きく貢献できるようにやるのが一番だと思います。これをしっかり今後課題として取り組んでいただきたいと思うんですけども、ではこの事業、今後本市としてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○子育て支援課長

当該事業としましては、イベントの開催に当たって受託業者と協議しながら、季節のイベントに合わせた企画物を織り交ぜながら、独身男女の市民の方々が参加したくなるようなイベント開催を行っていき、まずは多くの参加者と、またカップルの誕生を目指していきたいというふうに考えております。

○守光委員

本当にこの取組をどうやって周知していくのかということも大切でありますので、またしっ

かりいろいろな方のご意見も、やはり聞いていくことも大事だと思いますので、一部の人たちだけの何かご意見ではなくて、幅広くいろいろなご意見を聞きながら、継続をされていくということでもありますので、しっかりと取り組んでいただきたいと要望して終わります。

○委員長

89ページ、総務管理費、地域振興費、定住化促進事業費（移住支援事業助成金）について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

総務管理費、地域振興費、定住化促進事業費（移住支援事業助成金）についてをお尋ねいたします。決算書の89ページでこの助成金に関しては260万円が現在計上されておりますというか、使われておりますけども、本事業の成果及び課題等については、本市としてどのようなお考えなのか、お尋ねいたします。

○総合政策課長補佐

移住支援事業助成金につきましては、交付の対象となるためには、一定の要件がございますが、2人以上の世帯の移住者に対し100万円、単身世帯の移住者に対し60万円の助成金を交付する制度となっております。また本事業は、国の地方創生推進交付金を活用しまして、福岡県が実施主体となり行っており、国県の補助が4分の3ございますので、市の負担は、助成額の4分の1となります。令和4年度の実績といたしましては、2人以上の世帯の移住者2世帯に対し100万円を、単身世帯1世帯に対し60万円をそれぞれ助成いたしております。事業の成果といたしましては、先ほども申し上げましたが、交付の対象となるには一定の要件がございますため、助成世帯は3世帯となっておりますが、事業を開始しました令和元年度から比較をいたしますと、年々問合せも増加しており、移住定住関連のホームページや、パンフレットの配布、YouTube広告によるPR動画の配信などによりまして、他の移住支援事業と併せて情報発信を行ってまいった結果、令和3年度の社会増減数は221人の転出超過ということで、マイナスでございましたけれども、令和4年度は179人の転入超過と、プラスに転じておりまして、本市が行っております定住促進事業の成果は上がっているものと考えております。課題のほうにつきましては、移住前の居住要件や移住後の就業要件などにおいて、県が定めます要綱に準ずる必要があるため、助成の対象とならない場合がございます。

○守光委員

成果としては、令和3年度の社会増減数が221人減っていたけども、令和4年度に関しては179人が増えたということでもあります。課題については、県の定める要綱に準ずる必要があるため、助成の対象にならない場合があるので、そこが課題であるということでもあります。では今後についてお聞きしますけども、これまでの成果と課題については、今ご答弁で分かりましたけども、今後、本市としてどのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

○総合政策課長補佐

本市の定住促進施策は他の移住支援事業も含めまして一定の成果は上がっているものと考えております。この助成制度につきましても、本年度から県の要綱が改正されておりまして、移住元の地域の拡充や就業要件の追加など、助成要件が緩和されております。また併せまして、18歳未満の世帯を帯同して移住する場合の加算額が、これまでは1人につき30万円であったものが100万円に拡充されておりまして、本年度8月末現在で、2人以上の世帯の移住者3世帯に既に助成をし、今後の申請も数世帯予定されておりまして、これまでの実績を大幅に上回る状況でございます。今後も移住を希望されているより多くの方々に向けまして、SNSの活用など様々な手法を用い、本市の魅力や各支援制度の情報発信を行いながら、定住人口の増加につなげていきたいと考えております。

○守光委員

本年度からは県の要綱が改正されて緩和されたので、今後に期待されるということでありま

すけれども、またしっかり広報活動、またSNS等を使って周知されるということでもありますので、その分しっかり本市としても取り組んでいただくことを要望してこの質問を終わります。

○委員長

89ページ、総務管理費、地域振興費、協働のまちづくり応援補助金について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私のほうからは、協働のまちづくり応援補助金267万8千円が計上されておりますが、この部分について、お聞きいたします。協働のまちづくり応援補助金（チャレンジing事業）については、現在も第3次募集が得られていると思うんですけども、市民活動団体及び地域活動団体が実施する、不特定かつ多数の者の利益となる先駆的なまちづくり事業に要する経費について、市民活動の活性化及び市民自身の手による地域に密着した公共サービスの充実を図ることができる認められた事業を支援する制度とのことですが、この事業の主な目的を教えてください。

○市民活動支援課長

協働のまちづくりを推進するため、各団体における継続的な事業の、主にスタートアップを支援することを目的とした補助金制度の事業でございます。

○金子委員

現在、まだコロナの影響がまだまだあると思うんですけど、かなりいろんな活動が盛んになってきていて、この事業は、大変有意義なもので、特にこの事業、今やるのは大変重要なものではないかと思っております。では、この事業の対象団体、あがっています市民活動団体及び地域活動団体についての説明をお願いいたします。

○市民活動支援課長

市民活動団体とは、NPO、ボランティア団体、実行委員会、その他の市民の自主的な活動により、公益の増進に寄与することを目的とした団体で、営利を目的としない団体となっております。地域活動団体につきましては、自治会、まちづくり協議会、その他市内の一定の地域を単位とする組織であって、市民が相互に助け合うことを目的とした団体となっております。

○金子委員

ここ、私すごく大事だなと思ったのが、ここ実行委員会という言葉が入っているのがすごく大事だなと思いました。もともとあったNPOやボランティア、そして自治会、もともとあったそういう団体ではなく、こういうことがやりたいと思ったときに初めて実行委員会をつくってそこから始められる、まさにスタートアップの事業対象となるのではないかというふうに考えました。ではこの市内で活動されている様々な団体が対象になっているんですけども、この事業の種類、様々あると思いますけど、この事業の種類と補助率、またその金額について、説明をお願いいたします。

○市民活動支援課長

対象事業として3つの区分がございます。1つ目は、市民活動団体が実施するテーマ事業、2番目、地域活動団体が実施するコミュニティ事業、この2事業につきましては、補助率が4分の3、上限が15万円となっており、地域課題の解決に対する新たな取組など、先駆的と認める事業につきましては、上限を20万円としております。3つ目でございます。対象団体、それぞれの団体が共同で実施するコラボ事業でございます。こちら補助率は4分の3、上限が30万円となっております。全ての事業におきまして、同一団体につき同一年度、1回限りであり、継続して実施する事業につきましては、最長3年間、継続申請できるものとしております。

○金子委員

それでは、この成果についてお尋ねいたします。令和4年度の267万8千円、この申請件

数を教えてください。

○市民活動支援課長

令和4年度でございますが、応募が13件ございました。採択が13件。先ほど言いました予算は600万円に対して、委員おっしゃいますように執行額が267万8千円となっております。

○金子委員

この事業は令和2年度から行われているとのことなんですけども、令和2年度の予算額、そして令和2年度、3年度、そしてその予算額と執行額を教えてください。

○市民活動支援課長

令和2年度でございますが、応募が6件、採択が3件になります。予算額は300万円でございます、執行額が45万8千円でございます。令和3年度につきましては、応募9件、採択9件、予算額420万円に対し執行額は197万円となっております。

○金子委員

令和2年度、300万円に対して45万8千円、令和3年は420万円に対して197万円と、かなりやはり少ないのではないかと、予算に対して執行額がまだまだ少ないと思いますけども、どんな団体が申請され実行されたのか、その内容をお尋ねいたします。

○市民活動支援課長

令和4年度で報告させていただきますが、発達障がいに関するセミナーの開催、小中学校、高校生児童生徒に対するSDGsの推進事業、遊休農地を活用した農業体験、あとまち協や自治会と連携した地域活性化に関する事業等々がございました。

○金子委員

なかなか様々な活動がされているのが、少しの事業だけで分かりました。先ほど私お尋ねいたしましたけども、この予算額に対して、半分程度しか執行されていない。この理由についてはどのようにお考えでしょうか。

○市民活動支援課長

本事業につきましては、事業開始から4年目でございます。この間、ちょっとコロナ禍により、イベント実施ができなかったことが、主な要因として挙げられております。このほか本事業は、まだまだ浸透していないことや、書類作成など申請する団体が行政手続に関して慣れていないことなども理由として、考えられます。

○金子委員

まさにそうだと思いますけども、現在どんなふうに課題に対して解決しようとしているのか、周知とか、広報の仕方を教えてください。

○市民活動支援課長

市報への掲載、ホームページの掲載及び市公式SNSでの周知を行っております。また各交流センター、イイズカコミュニティセンター、市民交流プラザ、各所にてパンフレットを置いて、広報をさせていただいております。その課題を踏まえまして今年度からは書類作成方法が分からない、どのような事業が対象になるか確認したいなどの相談を気軽にできるよう補助金申請期間中ではございますけど、毎週火曜日、市民交流プラザで相談窓口を開設し、皆様のご相談に回答させて頂き取り組ませていただいております。

○金子委員

このまちづくりということで、全国的に様々な同じようなこの補助金制度があるなと思って、私も調べさせていただきました。そこで私がすごくこれ提案になると思うんですけど、本当にいいなと思ったのが、人口が飯塚市の1つ上の久留米市さんです。久留米市さんは、市民活動・絆づくり推進事業費補助金というのをやっております。私がとてもこの中ですごいなと思ったのは、一番大きなのは、補助金が100%なんです。全く市民のほうからは負担がな

い。15万円で、もしかしたら自分たちが出すお金は、もう15万円丸々だったら5万円なのかなと思ったんですけども、市からしたら5万円はそんなに大したことないんじゃないか、一緒にやるんだからと思うかもしれないんですけど、やっているほう、例えば学生さんだったら5万円はどうなのでしょうかねと私はすごく感じます。その事業をするために、何度も何度も集まって初めてのことをやる。その人たちが5万円というお金をやはり生み出すのは相当のものではないかと思いました。実際この久留米市さんのこの補助金の執行率は、事業は、いくつか部門はあるんですけども、協働のパートナー部門、100万円までの補助金を出す分だと、24、かなえるニーズ部門、これ30万円までの補助金なんですけども、これ25、そして、1回だけでもいいんだよというチャレンジ枠、これ8ございました。昨年の事業でこれだけの事業が行われているというのは大変面白い事業だなあと考えていますし、もう一つすごくいいなと思ったのが学生や若者に対しては、もっとゆるく枠をつくられています、1回でもやっていいよという。飯塚市は3つも大学がある本当に若者が集まりやすいところです。しかし、交流センターがそこにうまく大学と学生さん、そして交流センターがうまく機能していないんじゃないでしょうか。例えば二瀬交流センターの裏側には、多くの学生さんが住んでいます。しかし、そこに行っていない学生さんが多くいらっしゃいます。ぜひ若者が集まりやすい交流センター、そしてそういう事業になりますよう要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:04

再 開 13:02

委員会を再開いたします。

次に、90ページ、総務管理費、電算管理費、AI自動応答サービス事業について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

決算書の90ページのAI自動応答サービス利用料について、このサービスの概要及び令和4年度の利用件数等の実績について、お尋ねいたします。

○業務改善・DX推進課長

AI自動応答サービスとは、FAQ、いわゆる「よくある質問と回答」として登録をした情報を基に、市民の方が問合せをしていただいた内容から、AIが表題と回答を選択しまして、その回答を表示する、提示するといったものでございます。スマートフォンやパソコンから市のホームページにアクセスをしていただきますか、市の公式LINEから問合せを行うことができ、24時間年中無休での対応を行うことが可能なものでございます。令和2年度の利用件数につきましては、年間では4万5094件、1月当たりの平均に直しますと3758件となっている状況でございます。

○藤堂委員

成果説明書の39ページに、本事業の内容が記載されていますが、その中で、次年度に向けた改善策の中に、システム変更を含めた抜本的な見直しを検討する必要があると記載されています。この点について、現行システムの課題とはどのようなものと考えておられるか、お尋ねいたします。

○業務改善・DX推進課長

問合せ情報のデータベースに関するログの精査や新たな回答の登録等につきまして、定期的に職員が内容を確認し更新をしておりますが、その作業について、令和4年度に各課の担当職員にアンケートをとりましたところ、職員の負担感が大きいとの回答が最も多く寄せられておりまして、その点が大きな課題として挙げられております。

○藤堂委員

ご答弁にもあった課題に対して、その解消に向けて、現在検討されていることであつたり、来年度の事業展開に関する方向性等について、お尋ねいたします。

○業務改善・D X推進課長

D X関連の展示会やフェアなどに参加するとともに、事業者からの提案等も受けながら、本市の課題解消に向けた新しいツールがどのようなものがあるかといった情報収集を行っているところでございます。その中で、現行システムを継続した場合と、新しいツールを導入した場合、また、現在のFAQとして登録した情報を引き継げるのかといった視点も併せながら、来年度の事業展開について検討いたしているところでございます。

○藤堂委員

A Iチャットボットを導入することによって、どのような業務改善につなげたいといった、市の考えはございますでしょうか。

○業務改善・D X推進課長

A Iチャットボットの導入の背景といたしましては、市民の利便性の向上はもちろんでございますが、簡単な問合せは本サービスにて検索をしていただくことにより、電話対応や窓口業務の件数を少しでも減らすことを目的としたものでございます。その中で、職員の作業効率も考慮しながら、よりよいサービス展開を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○藤堂委員

ぼたぼんのA Iチャットボットですけれども、うまく活用することができれば、電話対応であつたり、窓口業務の負担を減らすことができる有効なツールの一つであると考えております。先ほど答弁にもありました現行システムでの課題の解消と併せて、市民の利便性の向上も含めて、ツールの機能拡充を図っていただくとともに、このツールを使ったことがないという方も多くいると思いますので、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。また、A Iチャットボット以外のサービスや手法も含めて、究極は来庁しなくてもサービスが提供できるという方向性を持つことが大事であると思います。ぜひそんな視点も含めて、D X化を進めていただいて、皆様の働き方の改善というのにつなげていただければと思います。以上で質問を終わります。

○委員長

91ページ、総務管理費、交通安全対策費、交通安全施設整備事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私のほうから決算書91ページ、総務管理費、交通安全対策費について、お尋ねいたします。まず初めに、この事業の具体的な内容についてお示ください。

○土木管理課長

本事業は、国から交付されます交通安全特別交付金を財源に、市道において交通安全施設を整備し、道路交通環境の向上を図るとともに、自転車や歩行者といった交通弱者による交通事故の発生を防止することを目的とし、市内全域の市道上における危険箇所を中心に、ガードレールや道路反射鏡の設置、グリーンベルトや外側線等の路面表示などの実施など、道路交通安全施設に関する工事を実施する事業になります。

○金子委員

事業内容については理解いたしました。では次に、これはもともと当初予算が約2700万円だったと思うんですけども、決算額が4820万円ぐらいになったのはどうしてか、その理由を教えてください。

○土木管理課長

ただいまご質問にありました当初予算額約2700万円につきましては、毎年度、国から交

付されます交通安全対策特別交付金にて実施します。先ほど答弁いたしました道路交通安全施設整備事業となりますが、令和3年6月に千葉県八街市で、小学校から帰宅中に複数の児童が死傷する痛ましい交通事故の発生を受け、道路管理者、学校、地元警察が合同で通学路の緊急安全点検を実施し、この安全点検で抽出された安全対策必要箇所に対する補助金の交付が令和3年度末に決定されたため、令和4年6月に通学路安全対策個別補助事業に関する事業費を補正予算として計上し、当該補助金を財源とした通学路を対象とした安全工事を実施しましたことから、令和4年度の決算額が約4820万円に増額となっているものです。

○金子委員

八街市の事件は本当に痛ましいもので、私もニュースを聞いて本当に身が引き締まるというか、大変つらい気持ちになって、今でも覚えております。

ではこの通学路の安全対策工事の実施箇所はどこで、どのような対策工事を行ったのか教えてください。

○土木管理課長

工事の実施箇所及び工事内容につきましては、学校区別に申しますと、立岩小学校区で外側線及びグリーンベルトの設置が1か所、交差点の絞り込み、ゼブラ帯の設置が1か所、飯塚小学校区でグリーンベルトの設置が1か所、穂波東小学校と飯塚鎮西小学校で、交差点の絞り込み及びゼブラ帯の設置がそれぞれ1か所、伊岐須小学校で外側線及びグリーンベルトの設置が2か所、グリーンベルトのみの設置が1か所、外側線のみが1か所の計9か所の工事を実施しております。また、本事業は令和5年度までの事業となっており、本年度も市内小学校区で合計22か所の安全対策工事を実施する予定です。

○金子委員

4800万円になったことで、多くの工事ができたのではないかと思います。

では、この事業で選定されなかった通学路の危険箇所については、どのように対応されているのか教えてください。

○土木管理課長

今回の安全対策工事实施箇所の選定につきましては、国、県、市の道路管理者や学校、地元警察と合同で現地の調査点検を実施し、工事实施箇所の選定を行っております。この合同点検による工事箇所の実施箇所以外の通学路における安全対策が必要な箇所につきましては、教育委員会と協議を行い、毎年度交付されます交通安全対策特別交付金にて対応してまいります。

○金子委員

子どもの命や安全を守るには大変大切な事業だと思います。私たち大人が目線と子どもの目線はやはり違うと思うので、子どもの話もよく聞きながら、聞ける体制をつくりながら、この体制をつくっていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○委員長

92ページ、総務管理費、人権推進費、人権推進事業について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

まず、資料ナンバー28について、資料集70ページから88ページまでありますので、概略説明を求めます。

○人権・同和政策課長

今委員がおっしゃられた資料の70ページからになりますが、総務費に関し提出した資料の目次になっております。次に、71ページをお願いいたします。71ページから78ページまで及び87ページにつきましては、部落差別解消推進団体に関して、78ページから84ページまでは各協議会に関して、85ページ、86ページは人権推進事業に関する資料となっております。人権推進費全体の資料が85ページ、86ページになっておりますので、補足説明をいたします。

まず、85ページをお願いいたします。使用料及び手数料については、立岩、穂波、筑穂の人権啓発センター使用による収入、九電柱、NTT柱などの占有による収入、県支出金については、各人権啓発センターで実施しておりますデイサービス事業などに対する補助金、人権啓発センター改修及び人権啓発の経費に対する補助金、諸収入につきましては、専修学校や学費、結婚支度金の個人貸付けの返還金、専修学校分は翌年度に償還金として県に市から支出となっております。

次に、86ページをお願いいたします。歳出になります。役務費につきましては、デイサービス事業に関わる講師派遣など、委託料については、設備補修、樹木伐採等の委託、使用料及び賃借料については、デイサービス事業の送迎用バス借上げなど、工事請負費については、穂波人権啓発センターの空調機更新入替え、負担金補助金及び交付金につきましては、隣保館協議会負担金、人権擁護委員協議会補助金、部落差別解消推進団体補助金、償還金利子及び利子、割引料については、前年度に預かった専修学校貸付金の返還分となっております。以上、補足説明になります。

○川上委員

資料ナンバー29について説明を求めます。

○人権・同和政策課長

ナンバー29、ページ数でいうと87ページをお願いいたします。補助金交付同和団体の役員の活動状況(人件費、出勤、業務内容)についてという表題で提出させていただいております。まず大きな1番で人件費の説明を書いております。2番目に出勤状況、3番目に業務内容の説明を書かせていただいております。下の表になりますが、左側につきましては常勤役員の4月から3月の年度ごとに、年度の12か月分の出勤状況を記載しております。その右側、非常勤役員につきましても同じく1年間分の出勤について表示しております。一番右側、部落解放同盟飯塚市協議会相談事業報告ということで、令和4年度に行いました1から5の相談項目に沿って、相談件数、合計232件というふうな表示で書かせていただいております。

○川上委員

決算年度の補助金の額が分かるわけですがけれども、新市発足以来の補助金の累計は団体ごとに、また合計をお尋ねします。

○人権・同和政策課長

まず、推進団体が2団体ございます。部落解放同盟飯塚市協議会につきましては、合併後、令和4年度の決算額を合計した金額が約4億8100万円。それからもう一団体、全日本同和会になりますが、合併後、令和4年度までの決算額の合計は約4900万円になります。2団体を合わせた合計額になりますが、令和4年度の決算額におきまして、約5億3千万円になります。

○川上委員

常勤の部落解放同盟の場合、常勤の方々の人件費は社会保険料も含めて全額、税金という状況は変わりませんか。

○人権・同和政策課長

はい、変わっておりません。

○川上委員

多額の補助金を毎年交付しているわけですがけれども、補助金の返還の実績はどうなっておるのか、お尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:20

再 開 13:21



委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

返還金額の実績はございますが、差額分につきましては今ちょっと計算をしてなかったので、お時間をいただきたいと思います。

○川上委員

後ほど聞かせてください。

87ページの資料2、出勤表とありますね。これは何ですか。

○人権・同和政策課長

これにつきましては、常勤の役員につきましては出勤簿から出勤した日数を書いております。非常勤の役員につきましても同じように出勤簿から出勤日数を計算しております。

○川上委員

この出勤表というのは、部落解放同盟が作っている出勤表ですか。それとも市で作った出勤表ですか。

○人権・同和政策課長

出勤表につきましては、部落解放同盟が作成した独自のものになっております。

○川上委員

部落解放同盟は出勤簿を作り、それを見てあなた方が作成した資料がこれじゃないのかと思ったんですけど、違うんですか。

○人権・同和政策課長

資料につきましては、その出勤簿を基に飯塚市が作ったものでございます。そのとおりです。

○川上委員

出勤簿は出勤時間、退勤時間というのは書いてあるわけですか。

○人権・同和政策課長

時間は書いていなかったと、記憶しております。

○川上委員

部落解放同盟の出勤簿には何が書いてあるんですか。出るとか欠とか書いているわけ。

○人権・同和政策課長

中身については、ある、なしの確認だけで、そこまで詳しく私も記憶していないのですが、たしかその日の出勤状況だけだったと思います。

○川上委員

これは誰が作ったんですか。課長が作ったわけじゃないわけですか。

○人権・同和政策課長

これにつきましては、私というか、飯塚市が作ったものではございません。

○川上委員

ちょっと確認したいけれど、部落解放同盟が自分たちの出勤簿に基づいてこの出勤表を作ったということですか。

○人権・同和政策課長

出勤簿と出勤表を私が混同しておりました。この提出した資料の出勤表につきましては飯塚市が作っております。

○川上委員

そうすると母体となる部落解放同盟の出勤簿を飯塚市職員が見ているわけでしょう。見ていないんですか。

○人権・同和政策課長

確認はしておりますが、ちょっと今の記憶には残ってなかったもので、先ほどの答弁になっております。

○川上委員

かなり細かいことまで人権・同和政策課は、部落解放同盟の幹部の出勤状況を把握しようとしているんだけど、勤務状況は全般について、担当課のほうで把握するようにしているわけですか。

○人権・同和政策課長

全般については飯塚市のほうでは把握しておりませんし、毎日確認に行っているわけではないので、確実に出勤している、していないというようなところまではしておりません。

○川上委員

団体の職員の出勤状況を飯塚市が確認しなければならないというのが不思議です。

そこで、飯塚市は常勤役員に対して職務専念義務を課しているわけですか。

○人権・同和政策課長

規則とかそういったことでは縛っておりませんが、ただ補助金を出している以上、補完業務についてはきちんとやってほしいということは言っております。

○川上委員

残業規定はどうなっていますか。

○人権・同和政策課長

その規定については確認したことはございません。

○川上委員

年次有給休暇はどうなっていますか。

○人権・同和政策課長

年次有給休暇についてはあるというふうには聞いておりますが、その規約、それから日数等については確認しておりません。

○川上委員

労働基準法事項なんですよ。年次有給休暇をとりたいときはこの常勤役員はどういう手続をとるんですか。

○人権・同和政策課長

それにつきましても団体のほうで行っている事務になりますので、確認を行っておりません。

○川上委員

別のことがあって時間休を取りたいときはどういう手続がありますか。

○人権・同和政策課長

それにつきましても確認を行っておりません。

○川上委員

部落解放同盟の役員に限らず、飯塚市のどんな審議会や協議会に部落解放同盟は委員を出していますか。

○人権・同和政策課長

まず、飯塚市総合戦略推進会議、飯塚市人権教育啓発推進協議会、飯塚市人権教育啓発推進協議会常任委員会、飯塚市男女共同参画推進委員会、飯塚市子ども子育て会議、飯塚市高齢社会対策推進協議会、飯塚市障がい者施設推進協議会、飯塚市地域福祉推進協議会の8つになっております。

○川上委員

飯塚市の公共事業において用地を取得する必要がある場合、部落解放同盟に事前に、あるいは事後に、地権者に相談なく隠れて協議をするようなルールがありますか。

○人権・同和政策課長

隠れてという話になると、それはございません。ただ、用地の協議の際に、要はご本人様、地権者の方が同席を認めれば参加することもあるかとは思っております。

○委員長

川上委員、令和4年度の決算の質疑なんで、それからちょっと外れているような質問事項と思いますが。修正のほうをよろしく願います。決算についての質疑を中心によろしく願います。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休 憩 13:30

再 開 13:31

委員会を再開いたします。

川上委員、本当に決算の範囲内で整理をして質疑いただきますよう、よろしく願います。

○川上委員

今の答弁では当事者、地権者が同席を求めた場合はあり得ますという答弁ですか。

○人権・同和政策課長

そのとおりです。

○川上委員

それ以外、地権者が知らないうちに部落解放同盟と飯塚市が話し合っ、事を進める、対策を取るというようなことは絶対にないですか。

○人権・同和政策課長

用地買収に関する個人情報について、地権者抜きに飯塚市と部落解放同盟が話すことは、ないと聞いております。

○川上委員

なぜ、ないんですか。悪いですか。

○人権・同和政策課長

今答弁させていただいたのは、地権者の個人情報、いわゆるプライベートのことについて、本人が知らない間に、そこで協議が行われるということはあってはならないというふうに考えますし、そういったことも過去なかったというふうに聞いております。

○川上委員

誰から聞いたか分かりませんでしたけれど、福岡県がその行為をするときに、飯塚市が誘われます、そうしたら、のこのこついて行きますか。

○人権・同和政策課長

一般的なお話として受け止めますが、福岡県から言われれば飯塚市は出ていくとは思いますが、ただその中において、福岡県もプライベートな部分、個人情報について、飯塚市に地権者の許可なく情報を流すということはないというふうに考えます。

○川上委員

その方の土地がどのぐらいあるか、あるいは家族構成がどうかというようなことまで福岡県は平気でやっているじゃないですか。そしてそれに同席している、飯塚市が。報告書に書いているじゃないですか。そうしたことは、今後二度としないと。飯塚市は単独でもしないし、解放同盟との関係で。あるいは、福岡県の要請があってもしないと、ここで答弁できますか。

○人権・同和政策課長

前回、昨年から、恐らくある道路工事、歩道設置工事のことを言われているんだろうと思うんですが、人権・同和政策課の職員につきましては、その工事の協議には一切入っておりませんし、その場の雰囲気というのは全く分かりません。ただ、福岡県で情報開示をして、その部分の会議録といいたいまいしょうか、それは全部読ませていただきました。その中において、今、委員がおっしゃっているような会話は確かにありました。ただ、そこは文章的なもので、会議の雰囲気、家族構成も本当に正しいのかどうかというのを読み取れませんし、ただ、果たしてこ

れが個人情報なのかどうかというのも、人権・同和政策課、私としてはちょっと判断できない部分もあります。ですから、確定的な回答は今はできません。

○川上委員

人権・同和政策課のことを言っているわけじゃないですよ。飯塚市全体のことを言っているんですよ。この件については、職務代理者ももう分かっているはずですよ。市長職務代理者として、当事者抜きのそうしたものを絶対やらないというふうに答弁してください。

○市長職務代理者副市長

質問委員からのご質問に対して、人権・同和政策課長が答弁をいたしたところでございます。当然こういった個人情報を、そのご本人さんがご不在のところ、お互いが情報交換をして、いろいろな協議を進めていくというのは、これは当然あってはならないことだと私も思いますので、そういったことについては、私は絶対認めません。以上でございます。

○川上委員

都市建設部次長がお見えですので、ちょっと反省してもらいましょうか。一言、答弁してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:36

再 開 13:36

委員会を再開いたします。

○都市建設部次長

今、人権・同和政策課の上野課長のほうから答弁がありました。私もその用地交渉協議ということではございません。これは地元から要望が上がってございました道路整備事業でありましたことで、福岡県から、飯塚市、元の旧筑穂町時代のときからの要望事項としてございましたことで、市として県から依頼がありましたことで、用地交渉協議ではなくて、事業協議というところで、同席はいたしております。

○川上委員

地権者と福岡県と飯塚市は解放同盟が会うときに、事前に会議を、本人を除いて伊岐須会館で話し合いをしているじゃないですか。終わった後、なかなか難航しているということで、また同メンバーで協議しているじゃないですか。その協議録を飯塚市に資料開示請求しましたよ。当初、どういう回答が来たと思いますか。文書不存在と言ってきたんですよ。文書不存在でいいですよ。だけど、あった場合は、あるのに不存在だった場合は、職員はどんなことするか分からないですよ。目の前にあるものがないという決定になっているんだから、これに手をつけたら犯罪じゃないですか。不存在の判こには、今の都市建設部次長の判こがあるわけですよ。誰が作成したかという、本人なんですよ。こんなことが、部落解放同盟の幹部の、私に言わせたら非行ですよ。それによって巻き込まれて、市役所の幹部はどうか知りませんが、職員はとんでもない目に置かれるわけでしょう。森友学園どころじゃないですよ。どころというのは失礼でした。森友学園を我々は想起しなきゃならないですよ。こんなことがその非行によって実際に起こっているということを指摘しておきたいと思います。だから、この後に及んで都市建設部次長が先ほどのような答弁するというのはけしからないと思います。終わります。

○委員長

川上委員、先ほどの返還金の金額が分かったそうですから、答弁させますけれど、よろしいですか。

○人権・同和政策課長

まず、市協の補助金に対する返還金につきまして、令和2年度674万310円、令和3年度646万7530円、令和4年度381万9678円となっております。過去3か年の合計

が1702万7517円です。

○川上委員

それはもう要らないお金だということなんでしょうけど、その返還金はどの費目で、飯塚市は受け入れているんですか。

○人権・同和政策課長

戻入命令書に基づき、人権推進事業費で受け入れをしております。

○委員長

94ページ、総務管理費、交流センター費、交流センター施設管理事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私のほうからは、交流センター施設管理事業費12億774万2157円のうちの図書費55万5323円について、お尋ねいたします。この55万5323円というのは、旧飯塚地区の8交流センターのみに7万円ずつ支給される図書費が積み上がったものだというふうに理解しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。

○まちづくり推進課長

そのとおりです。

○金子委員

この8交流センターは様々に本が置いてありまして、私も幾つかのセンターを回ってみますと、置いている図書がそれぞれ特色のあるものだなあというふうに思いますけども、この選定の方法について、基準等があれば教えてください。

○まちづくり推進課長

図書の選定方法につきましては、書店、インターネットで話題になっている本や利用者の意見やリクエストを参考にしながら選定をしております。同じジャンルが偏らないようなバランスを考慮しながら、選定に努めております。

○金子委員

交流センターではそれぞれのセンターで図書を選んでいるということなんですけども、ある程度、平準化が必要だと思うんですけども、せっかく図書館があるので、図書館と連携して、研修などをするような考えはございますでしょうか。したことがまずあるのか、教えてください。

○まちづくり推進課長

一緒に研修したことはありません。

○金子委員

私もそもそもこの図書館に7万円が入った経緯は、交流センターができて、図書館が利用しにくい状況になったので、それでこの図書費を置こうという話になったということを知っております。ということは、もともと図書館利用を全体で考える、そのうちの7万円だと思いますので、市全体でやはり考えることが必要かなというふうに思っております。ぜひ、図書館がせっかくありますので、研修等をしていただけたらなあというふうに思います。そして、この図書館、図書に関しては、子どもに関して子ども読書活動推進計画というのがございまして、その中で、各学校・幼稚園・保育園等に何十冊かずつ月ごとに渡していくようなことをやっていますが、図書館と連携して各交流センターに渡していくというようなことは、今までやったことはございますか。

○まちづくり推進課長

行ったことはございません。

○金子委員

せっかくですので、図書館に行きたくても、やはり交通の関係で行けないという方をよく聞

きます。旧飯塚市内なんだけれども、図書館にコミュニティバスが通っていないがために、図書館に行きたくても行けない、交流センターには行けるんだけどという話をよく聞きます。なので、やっぱり本を保育園とか小学校に渡しているように、交流センターに何冊ずつか渡していくというのも大切なのではないかと思います。また、再来年度はいよいよ図書館も新しくなって、図書をどこに置くかということも考えなくちゃいけない時期になってくると思いますので、ぜひ、交流センターと図書館が連携して、本が子どものときも、そして大人になっても身近に感じられるような仕組みづくりをやっていただきますよう要望して終わります。

○委員長

次に、96ページ、総務管理費、諸費、自治会運営事業費について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕二委員

96ページ、総務管理費、諸費、自治会運営事業費に関連して、質問をさせていただきます。初めに自治会加入率の推移についてお尋ねいたしますが、現在の自治会の加入率はどのようになっているのか、過去3年間の推移でお願いをいたします。

○まちづくり推進課長

最新の自治会加入率、令和5年5月現在の数字になります。住民基本台帳における世帯数6万3651世帯のうち、自治会加入世帯数が3万1935世帯となっております。自治会加入は50.17%となっております。近年の状況でございますが、令和3年5月現在54.37%、令和4年5月現在53.74%となっております。

○田中裕二委員

令和5年5月現在の数字では50.17%、年々年々減少をしている。かなり下がったなどという感覚を持っておりますが、約半数の世帯が自治会に加入していないと、このような数字だろうと思いますが、この自治会加入率が減少すると、どのような影響が出るのか、お尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

自治会加入率が低下しますと、自治会としての機能が果たせなくなります。防犯灯の維持や自治公民館の維持管理に支障が出てくるものと考えます。また、防犯・防災活動、子ども・高齢者の見守り活動、地域の環境美化等の活動も衰退していくものと想定されております。最終的には、市にとって行政運営を行っていく上で、様々な面において支障が出てくるものと考えます。

○田中裕二委員

市にとって様々な支障が起こってくるというご答弁でございますが、そうであるならば、加入率を上げる必要があると思います。では、市民に対しまして、自治会加入に向けた取組はどのようなことを行っているのか、お尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

自治会への加入の取組としましては、ポスターの掲示、のぼり旗の設置などの啓発、また、市役所窓口の転入者に対する加入の案内等を継続的に行っております。今年度、新たな事業としまして、子育て世代の若者をターゲットした、自治会に興味を持っていただくような動画を、民間企業とタイアップし、作成しているところです。様々な媒体で発信することにより、多くの方の目に止まることで、自治会加入促進につなげたいと思っております。

○田中裕二委員

自治会加入促進につなげたいというご答弁でございますが、これを推進する市、その市の職員の方が、これは自治会加入は任意でございますから強制ではございません、ですから100%っていうのは無理かもしれませんが、100%に近い形で加入をしていないと、市民の皆様が訴えることが難しいのではないかと思います。そこで、飯塚市職員の現在の自治

会の加入率はどのようになっているのか、その推移はどうなっているのか。併せて、自治会で様々な事業をやらせております、清掃活動とかお祭り運動会、様々な事業とかイベントを実施されておりますが、そういった事業へは、飯塚市の職員の方はどのくらいの方が参加しているのか、お尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

令和5年2月に、市職員向けに協働のまちづくりに関する意識調査を行っております。そのアンケートの結果、職員の自治会の加入率は72%となっております。推移としましては、平成26年の調査では、82%、平成31年で78%となっております。また、年1回以上、自治会事業に参加した職員は67%となっております。

○田中裕二委員

令和5年2月の段階では72%の加入率という答弁でございました。私はずっと以前に一般質問で確認したところ、その当時は85%ぐらいの加入率だったと思いますが、平成26年で82%、31年で78%と年々加入率が減少している。そして、年1回以上に自治会事業に参加している職員は67%ということでした。さっきも言いましたように推進する市の職員の方がこれだけ低い加入率、これだけ低い自治会活動の参加であれば、当然、自治会に加入してください、行事に参加してくださいと言っても、なかなかこれは難しいんじゃないかと思っております。職員の加入率も年々減少しておりますので、それに向けた対策が必要だと考えております。また、市の職員であれば、率先して、市の地域活動に参加する必要があり、自治会へは全職員が加入しているべきだと考えております。職員に向けた地域活動への参加につきまして、講習会などでの呼びかけなどを行っていただきたいと、このように思いますが、どのように考えられるのか、お尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

質問委員が言われますとおり、飯塚市協働のまちづくり推進条例第14条に、まちづくり活動への市職員の積極的な参加について規定しております。令和5年2月に実施しました職員意識調査の結果を踏まえ、所属長会議や新規採用職員研修を通じて、自治会の重要性と加入促進の呼びかけを行っております。今後も職員の自治会加入促進並びに地域活動への参加に向け、講習会等をはじめ、所属長を通じたさらなる働きかけや啓発活動を強化していきたいと思っております。

○田中裕二委員

しっかり実施していただきますようお願いいたします。最近の傾向といたしまして、個人で自治会を脱会している方も増えておりますが、中には隣組ごと、自治会を脱会する、そういうケースもあり、隣組が消滅しているところもありますし、またそういったところに住んでいらっしゃる方は、自治会に参加したくてもできないという声も耳にいたします。自治会が消滅した自治会もあるようにも聞いております。そうなれば、市報などのお知らせは自治会を通じて加入者のみに届くようになっておりますが、それだと自治会加入していない人にはお知らせが届かない。交流センターなどにおいてありますからご自由に取ってくださいと言われておりますけれども、ご高齢で交流センターまで行けない方もたくさん今増えてらっしゃいます。市の情報は本来、市民全員に届けるべきだと思いますが、この点に関しましてはどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

質問委員が言われますとおり、市の情報は全市民にお知らせする必要があると考えております。現在はホームページやSNSなどで周知を行っておりますが、デジタル機器を使えない方も多くいらっしゃいます。他市の事例では、民間企業を利用し、全世帯対象に市報を配付しているところもあります。情報を届ける方法につきましては、自治会連合会と引き続き協議を行っていききたいと思っております。

○田中裕二委員

今のご答弁の最後のところで、他市の事例をご紹介いただきました。自治会に加入されているがいまいが、市の情報が全世代に届くような取組をぜひともご検討いただきますようお願いいたします、この質問を終わります。

○委員長

96ページ、総務管理費、諸費、老朽危険家屋解体撤去補助金について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕二委員

96ページ、総務管理費、諸費、老朽危険家屋解体撤去補助金、964万5千円に関して質問をいたします。初めに、飯塚市老朽危険家屋撤去補助金における、これが活用できる老朽危険家屋、この定義はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○都市建設部次長

老朽危険家屋の定義につきましては、本補助金が社会資本整備総合交付金の基幹事業である空き家再生等推進事業に定義されております。住宅地域改良法に規定する不良住宅で、居住等をしていない状態であるものを言います。不良住宅の判定の定義につきましては、国土交通省住宅局住環境整備室が示しております「外観目視による住宅の不良度判定の手引き（案）」におきまして、住宅地域改良法施行規則における「住宅の不良度の測定基準（木造住宅等）」のうち、外観目視により判定ができる項目といたしまして、4つの評定区分と8個の評定項目に基づき、満点を260点といたしまして、建築士の外観目視による不良度評点の合計点数が100点以上となるものを不良住宅として認定いたしております。目安としましては、家屋の破損または変形が著しく崩壊の危険があるもの、また、屋根が著しく変形している場合など、不良住宅として判定しているものでございます。

○田中裕二委員

今のご答弁の最後のところに、家屋の損失または変形が著しく崩壊の危険があるもの、屋根が著しく変形している場合などを不良住宅ということでございましたが、この件に関しましては後ほどお聞きいたします。

それでは、市民の方々より解体撤去補助金に関する相談や問合せがあった場合、市としてはどのように対応しているのかについて、お尋ねいたします。

○都市建設部次長

窓口におきまして老朽危険家屋解体撤去補助金についてご相談等を受けましたら、最初に担当職員が現地に行きまして、対象空き家の事前判定といたしまして、老朽箇所の確認等を行っております。その後、老朽危険家屋に該当すると思われる場合、建築資格を有する職員の動向等により不良度判定を外観目視にて実施し、その結果について、該当、非該当にかかわらず相談者に老朽危険度の判定についての結果通知を送付いたしております。不良住宅の該当となりました相談者には、補助金交付要綱、申請書、様式など申請に必要な書類等の説明資料を併せてお送りいたしております。

○田中裕二委員

それでは令和4年度における解体撤去補助金の相談件数に対し、老朽危険家屋の認定件数は何件になったのか、お尋ねいたします。

○都市建設部次長

令和4年度における解体撤去補助金の相談件数につきまして、51件であります。担当職員にて、その51件については全て現地確認をしております。そのうち25件の物件は老朽危険家屋の対象になる可能性があるとの判断にて、建築士の資格を有する職員の同行による不良度判定物件調査を実施しております。不良度判定基準点の合計点数が100点以上の判定となった物件は22件です。100点未満の物件が3件の結果となっております。なお、22件のう



ち19件が令和4年度中に補助金を活用して解体されております。また、解体が実施されておられません残りの3件につきましては、今年度、年度当初に老朽家屋解体撤去補助金に関する交付申請書の案内の再通知を行っております。

○田中裕二委員

解体撤去補助金は、相談件数51件に対しまして、老朽危険家屋認定件数が22件というご答弁でございましたが、この結果に開きがあるように思われますが、老朽危険家屋の判定基準はどのようになっているのか、先ほどご答弁ありました家屋の破損、または変形が著しい倒壊の危険があるもの、屋根が著しく変形している場合、不良住宅というご答弁もありましたが、この基準はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○都市建設部次長

老朽家屋の定義であります住宅地域改良法に規定する不良住宅で、居住等をしていないことを前提に、所有権以外の権利が設定されていないことや、居住部分の面積が延べ床面積の2分の1以上であること等を基準要件と、まずしております。不良度判定の基準につきましては、先ほど答弁いたしました外観目視による判定基準となりますが、まず、評定区分としまして、構造一般の程度、2に構造の腐敗、老朽または破損の程度、3に防火上、または避難上の構造の程度、4に排水設備の、4つの評定、区分を設けております。評定項目といたしましては、基礎、外壁、土台、柱、またははり、屋根、雨水として、評定区分ごとに8つの評定項目を設けております。詳細を申し上げますと、1、構造一般の程度につきましては、基礎と外壁の構造に関する評点といたしまして、最高点を45点としております。次に、2、構造の腐敗、老朽または破損の程度につきましては、基礎、土台、柱、またははり、外壁、屋根に関する評点として、最高評点を175点としております。3、防火上または避難上の構造の程度につきましては、延焼の恐れのある外壁の有無、並びに屋根における可燃性材料の利用の有無に関する最高評点を30点としております。最後に、4、排水施設につきましては、雨水受けの設置等の状況についての評点を10点として設定しております。

○田中裕二委員

先ほど申し上げました相談件数と認定件数の開きがある要因として、この認定基準が厳しいのではないかと思います。以前、私のほうに相談がありました。空き家を持っていらっしゃる所有者の方からでございました。市の方から危険なので撤去をしていただきたいと話があったそうですが、その方が相談をしたときに、この解体撤去補助金の対象にはなりませんという判定が出たようでございます。というのは、やっぱりさっきも言いましたように、認定基準が厳しいんじゃないかと思います。この認定基準に関しまして、市の考えはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○都市建設部次長

本制度につきましては、国の社会資本整備総合交付金、空き家等再生推進事業を活用して実施いたしておりますことから、先ほど答弁いたしました国土交通省住宅局より示されております外観目視による不良住宅の判定基準を準用しておりますことから、現在のところ、その基準につきましてはの見直し等がございませんこと、市のほうで単独として判定基準を見直すことはちょっとできないものと考えております。ただし、この判定基準、項目等の改正等が行われましたら、その際は直ちに見直しを行いまして、対応できるものかできないものか分かりませんが、見直し等を行って、対応していくことで考えております。

また、判定基準に満たない家屋につきましては、相談者に対し助言等を行いまして、適正な管理並びに自主解体等についてお願いをいたしております。また、利活用は、この中でも新しい家とか、老朽度合いが進んでいない住宅につきましては、家屋の場合は、空き家情報バンクへの登録の働きかけも行いまして、相談者に寄り添った対応に努めているところでございます。

○田中裕二委員

今回の質問は、この解体撤去補助金の認定基準が厳しいんじゃないかという思いから質問させていただきましたが、今のご答弁で、国からの補助金を活用して実施しているため、やっぱり基準を満たさなければならないというご答弁でございました。補助金を活用した老朽危険家屋の解体につきましては、市民の生命や財産を守ることにつながりますので、今後、国の動向等を注視していただき、改正等が行われましたら、ぜひ評定項目、評点等の見直しを適宜行っていただきまして、1件でも多く老朽家屋の解体が進みますようお願いいたします。

これからも空き家における社会情勢や本市における空き家の実態を十分に見せていただきまして、この制度が本市の生活環境の保全及び安全安心な防犯防災のまちづくりの推進に有効な制度となるよう意見を申し述べさせていただきます、質問を終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

決算書89ページ、総務管理費、地域振興費、協働のまちづくり応援補助金について、お尋ねしたいと思います。補助金の内訳を伺います。どの団体に幾ら交付したのか、教えてください。

○市民活動支援課長

令和4年度の実績でございます。先ほど答弁もさせていただいたんですが、合計で13件の応募があって、交付をしております。SDGs推進ネットワーク委員会、a g r i e e nさん、3件目が飯塚美術協会、4件目がNPO法人九州車いすテニス協会、5番目が豆たんクラブ、6番目がNPO法人サカエ会、7番目がW a r m B l u e I I Z U K A実行委員会、8件目がT o m ! P i m ! S h i a m ! というグループです。あと9番目がNPO法人住学協同機構筑豊地域づくりセンターでございます。10番目が本のソムリエ団長・世話人会でございます。11番目が特定非営利活動法人ふれあいフードバンク飯塚でございます。12番目が安鎮プロジェクト様でございます。13番目が鯉田浦田活性化プロジェクト様でございます。以上、13件です。

○川上委員

この特定非営利活動法人ふれあいフードバンク飯塚と二瀬地区まちづくり協議会はコラボ事業ということになっているわけですが、コラボ事業とはどういうことですか。

○市民活動支援課長

コラボ事業でございます。例えば、市民活動団体と地域活動団体、具体的に言いますと、NPOとまちづくり協議会さんでありましたり、自治会やその他の団体、実行委員会等を合わせたところで、一緒にやる、共催とか協働事業をコラボ事業という形で位置づけしております。

○川上委員

補助金はNPOふれあいフードバンク飯塚は幾らか、二瀬まちづくり協議会は幾らかお尋ねします。

○市民活動支援課長

フードバンク事業の申請でございますが、フードバンク飯塚さんの代表者が申請人になっておりまして、そちらに30万円を交付させていただいております。

○川上委員

補助金交付要綱によれば、コラボ事業は対象経費の4分の3以内、30万円を上限とするというふうになっているので、この特定非営利法人ふれあいフードバンク飯塚に30万円を渡したということは、二瀬まちづくり協議会には行っていないということでしょうか。

○市民活動支援課長

一緒に事業なので、事業内訳でございますけれども、事業の中身に対して補助するものでございまして、振込先はその代表者でありますフードバンク飯塚様でございます。

○川上委員

この法人の事業活動報告書を見ますと、決算年度で、このふれあいフードバンク飯塚の決算計算書に受取助成金30万円と書いているんですよね。市が交付した30万円が全てそこに行っているという意味合いですか。

○市民活動支援課長

NPO法人の決算の中でございますが、実際に受取助成金30万円というのが上げられております。この部分が、全てうちのチャレンジing補助金で行った部分かどうかについては確認はできません。

○川上委員

30万円の交付金をNPOの代表が受け取ったんでしょう。領収書は誰の名前の領収書になっているんですか。

○市民活動支援課長

領収書といいますか、事業に対して交付しております。全事業は決算額で約48万円の事業でございます。自己負担を踏まえてこちらで精査をした中で、30万円を代表者の方の指定される口座に振り込んだということでございます。

○川上委員

代表者はNPOの代表者なんでしょう。

○市民活動支援課長

特定非営利活動法人ふれあいフードバンク飯塚の理事長でございます。

○川上委員

そうしたら、30万円は全部、NPOに行くしかないでしょう。どこか違うところに行きますか。

○市民活動支援課長

振り込み先がそこでございますけれど、実際に事業に使われて、領収書も確認はさせていただいております。

○川上委員

どういう領収書ですか。

○市民活動支援課長

実際、事業で使われる対象経費がございまして、その対象経費となりますレンタル料、消耗品、印刷品、損害賠償保険、衛生用品等でございます。

○川上委員

決算特別委員会で分からない答弁をしたら駄目ですよ。特定非営利法人の代表の口座に30万円を振り込んだんでしょう。そして、活動決算計算書の中に受け取った30万円って書いてるじゃないですか。当然その30万円を使いますよ。だから、その領収書は当然ありますよ。だから、二瀬地区まちづくり推進協議会に行っていないっていうことは明らかじゃないですか。どこに行きますか、ほかに。

それで、コラボ事業の場合は、対象経費の4分の3以内となっていますね。これはどのようにして対象経費の4分の3以内であることを確認しましたか。

○市民活動支援課長

先ほどもちょっと答弁させていただいたかと思えますけど、報告書でございます。その中で、これこれに使いましてというような報告がございまして。その部分について、対象経費をはじかせていただきまして、交付金を交付させていただいております。

○川上委員

そのはじいた中身を資料要求したいと思います。委員長、取り計らいをお願いします。

それと、この際、このNPOの定款を併せて、資料要求を2つお願いしたいと思います。

○委員長

今、川上委員のほうから資料要求が上がっておりますが、まず、執行部にお尋ねします。ただいま、川上委員のほうから2点について、資料要求があっておりますけども、資料は本委員会開催中に提出できますか。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:17

再 開 14:18

委員会を再開いたします。

執行部にお尋ねします。ただいま川上委員から2点要求があっております資料は本委員会開催中に、提出できますか。

○市民活動支援課長

提出したいと思います。ちょっと確認したいんですが、非営利法人ふれあいさんの定款とさっき言った資料でございますね。準備いたします。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

準備ができ次第、配付させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:19

再 開 14:20

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕二委員

95ページ、総務費、諸費、防犯対策事業費について、お尋ねいたします。96ページにLED防犯灯借上料が計上されております。これは防犯灯のリース事業のことだと理解しておりますが、このリース事業は今年度末をもって終了する予定であると、このように認識しております。そこで、5点まとめてお聞きしますので、5点まとめてご答弁をお願いいたします。

まず1点目、市内防犯灯の設置数について、2点目、市の設置分及び地域の設置分の割合等について、3点目、市が設置する基準について、4点目、リース事業終了後の取組について、5点目、自治会負担を減らすため、市内防犯灯の電気代を含めた維持管理全般を市が行うことができないかどうか。この5点についてお尋ねいたします。

○防災安全課長

ご質問いただきました内容等について答弁させていただきます。

まず1点目の市内防犯灯の設置数でございますが、令和4年度末において、市がリース事業を実施しております本数は約1万2500本となっております。

2番目の市の設置分及び地域の設置分の割合についてでございますが、市設置分が約2700本、22%程度、自治会等の地域設置分が約9800本、78%程度でございます。

次に、市が設置する基準についてでございますが、項目として6つほどございます。まず、周囲に集落がなく、通学路となっている道路、次に、周囲に集落がなく、公共交通機関の乗降場、駅やバス停などへの通り道となっている徒歩による利用者が多い道路。次に、周囲に集落がない場所に新設または改良された徒歩による利用者が多い道路。次に、周囲に集落がなく、開発行為等により徒歩による利用が増えた道路。次に、自治会境、または自治体境であり、徒歩による利用が多い道路。その他市長が必要と認める箇所となっており、防犯灯と防犯灯の距

離は原則として50メートル以上隔てて取り付けるものとしております。

次に、リース事業終了後の取組についてでございますが、現在、自治会連合会とその後の取組を含め協議を開始したところでございます。現在の状況につきましては、リース終了後、自治会所有分・設置分を含め、一時的に市が機器の譲渡を今のリース事業者から受けますが、自治会所有分の取扱いについてが未確定となっておりますため、その懸案解消が最も重要な課題と認識しており、自治会連合会からの要請として、各支部の自治会長会での説明を行うことやアンケート調査を行い、各支部における課題の把握を行うこと。また、自治会長の中には、従前の管理、防犯灯のリース事業を知らないということもあるので、詳しい説明資料を作成することとして、その対応準備を終えまして、今月下旬から、各地域の実情の把握に努めておるところでございます。

最後に、5番目の質問で、自治会負担を減らすため、市内防犯灯の電気代を含めた維持管理全般を市が行えないかということにつきましてでございますが、平成18年度の合併後、旧市・町の異なった取扱いを、地域が管理する防犯灯と市が設置する防犯灯のすみ分けについて、約2年間をかけて合意形成を行いまして、それぞれ電気代を負担する仕組みをつくったものでございます。それですので、防災安全課としましては、現在のところ、その仕組みを見直すことは考えておりません。

なお現在、自治会連合会各支部への説明を行っている中で、質問者がおっしゃいますような意見などもお聞きしているところでございますし、今後、自治会連合会との協議の中でも同様の問題提起がされることも考えられます。市としましても現在の考え方を維持した中で、よりよい自治会支援について関係所管とも連携し、検討してまいりたいというふうに考えております。

○田中裕二委員

5点目の質問、自治会の負担を減らすために、指定管理できないかという質問に対しまして、ただいまのご答弁によりますと平成18年度の合併後、協議をしてこのように決めた。もう平成18年ですから17年たっているんですかね。ですから、もうかなりの年月がたっていると思いますし、先ほど自治会の加入率の質問をさせていただきました。現在50%ちょっとの加入率でございます。これから加入率がどんどん増えていけば問題ないんでしょうけれども、このまま減少し続けていったならば、先ほども言いましたように、隣組そのものが消滅していった状況もございまして、自治会そのものも消滅してしまう自治会も出てくると思います。また自治会に残っていらっしゃる方の人数が減れば、一人一人の負担も増えてきます。自治会長の負担も増えます。そうなったときには、やっぱり現在の形は平成18年からということでございますので、どこかの時点で見直しを検討する必要はあると、このように私は思っておりますので、そのような時期が来ましたら、見直しの検討をお願いいたします。これで質問を終わります。

○委員長

川上委員、先ほどの質疑途中だったと思いますけれども、まだ資料が準備ができておりませんので、できたら総括質疑のほうでお伺いいただきたいと。その了解でよろしいでしょうか。ほかに、質疑はありませんか。

( な し )

ほかに質疑はないようですから、総括質疑として保留しましたもの以外の質疑を終結をいたします。暫時休憩いたします。

休 憩 14：28

再 開 14：39

委員会を再開いたします。

次に、第3款民生費について、102ページから122ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています104ページ、社会福祉費、社会福祉総務費、筑穂保健福祉総合センター運営費補助金について、田中英美委員の質疑を許します。

○田中英美委員

田中英美でございます。よろしくお願いたします。104ページ、社会福祉費、社会福祉総務費、筑穂保健福祉総合センター運営費補助金について、質問をさせていただきます。まず、筑穂保健福祉総合センターの運営状況について、お聞かせいただきたいと思ひます。

○社会・障がい者福祉課長

この運営状況でございますが、平成26年度までは飯塚社会福祉協議会が指定管理者として運営しておりました。飯塚市の公共施設等の在り方に関する実施計画の中で、公の施設としては廃止しております。これまで実施しておりました事業を継続する中で、地域における保健福祉事業のさらなる市営推進が期待できる、また不採算部門に対して、一定の必要な経費を助成することが必要であるとの方向性が出されましたので、土地建物を無償貸与して、平成27年4月1日より飯塚社会福祉協議会で施設運営を行っております。

○田中英美委員

施設運営の状況につきましては、指定管理者か、社会福祉協議会が運営しておるかということとは地域の方々はある程度よく知っていないで、従来どおりという思いが非常に強いかなというふうに思っております。

運営補助金の金額について、教えていただきたいと思ひます。

○社会・障がい者福祉課長

平成27年から令和2年度までは1730万円、それから令和3年度から令和4年度までは2千万円となっております。

○田中英美委員

この補助金の交付要綱につきましては、地域住民の福祉健康増進、または福祉の向上を目的とするということが基本でございます。また、地域住民の皆様からは施設、特に老朽化した運動器具についての声を耳にするところでございますが、この点について把握をしてあるでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

状況は見に行っておりますし、確認をしております。確かに古い物を入れておりますけれども、一応今のところ動いております。

○田中英美委員

この運動器具につきましては約20点程度設置してあって、令和3年度に1台だけエアロバイクを買い替えたという状況でございます。あとは、平成10年頃に買ったということで、非常に古い機械が設置してあるところでございますし、またこの頃、第1体育館で使っていた機械を持って来られておるといふようなことで、非常に住民の方は不足と思ひ、使っているところでもあります。したがって、この運動器具のエアロバイクは、椅子が破れて使えない。これは自転車こぎですね。自分でカバーを作っている、どうにかならないかというような申出がっておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

今のカバーの件についてちょっと先にお答えいたします。実際にちょっと確認に行きましたら、使っておられる方の要望もあるんですけども、先に社会福祉協議会のほうが、この修繕ということでサドルを新しいものに変えております。ただその新しいサドルが、自分のこいでいるものと合わないということで元に戻してくれという要望がありまして、古いほうにまた付け替えております。そのときにカバーがやはり劣化しておりますから、折れ曲がって筋みたいになっているんですね。そこが服に引っかかるかということで、自分でカバーを持って来られたということでありまして、常にカバーかかった状態じゃなくて、自分が使われているときだけカ

バーを持って来るという状態になっているそうです。

○田中英美委員

この補助金の交付要綱の交付決定というのがありますけども、その中では、やはり現地調査等を行い、補助の目的に沿った形で交付決定するというところにもなっておるところでございます。また運動器具の利用ということで、ほとんどが古いというような状況で、まず我々が健康づくりをしなければならない前に、この器具の健康づくりをまず考えていかなければならないんではなからうかというふうに思っておるところでございます。

それでは合わせまして、自動販売機、入場券を売る販売機についても使えないということで、行ってみれば紙が貼ってあるというような状況であります、この点につきましてはどのようにお考えでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

これもちょっと確認をしております。実際には、100円玉のみが使える状態になっていることは事実でございます。これは機械が故障しているというよりも、貨幣が変わったときに、その対応をやってこなかったということですので、今のところ100円しか使えないと。ただ入ってすぐの所にカウンターがございますので、実際は両替が必要な方はそこで両替を対応しておるということです。

○田中英美委員

合わせまして、前は指導員の方が週に1回ぐらい見えておったということですけども、今はもう指導員も誰も来られていないと、ましてや第1体育館で使ってた器具を持って来られたということで、使い方も分からないというようなことでございます。

また、社会福祉協議会に聞きますと、声を大にして言ってくれというような対応の仕方ということで、非常に寂しい思い、健康づくりということで市報をはぐりますと、必ず2ページから3ページにわたって、みんなの健康と、健康づくりということが非常に重要視されているところでございますが、この指導員等については、何とか考え方がありましようか。

○社会・障がい者福祉課長

今、社協の筑穂に関する補助金の内容につきましては、指導員とかに関してまで想定はされておられません。それで実際の使い方というのにつきましては、昨日確認しておりますけど、その職員さんが実際には教えて、使っておられます。もう実際説明も要らない方も結構いらっしやいました。ただボタンとか確かに接触が悪い物も出てきていますから、そこはちょっと社協と協議したいと思いますが、新しいものにするという状態では今のところはちょっとありません。

○田中英美委員

困るのは地域住民の方でありますので、まずはやはり担当課と社会福祉協議会と協議を十分重ねていただいて利便性を図っていただきたいと思います。

それと老朽化も年々進んでくると、補助金もそれに伴って増えていくだろうという思いがしますが、運動器具の位置づけ、社協の資産なのか、市の備品なのか、建物的には先ほども言われましたように指定管理者から今度社協に補助金を出して運営するということを言われましたけれども、そこら辺りはどんなふうでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

運動器具の位置づけは、今は飯塚市の備品でございます。ただし、この補助金の要綱の中に備品購入費も入っておりますので、社協のほうで備品は買っていただいて良いということになっておりますので、もし買われたときは一応社協のほうの備品という格好に変わっていきます。

○田中英美委員

先ほども言いますように建物は市であると。当然、備品も市で設置された物を社協は補助金をもらって運営を現在しておるということではなからうかという思いがしますが、やはり考え

方としては、そこら辺りの協議が不十分というのはあるかもしれませんが、当然やはり市が責任持って、市民の健康づくりに、また福祉の向上に努めていただければならないんじゃないかならうかという思いでございますので、ひとつそこ辺りも考え方を整理をしていただきたいと思います。

先ほども言いましたように、古いがゆえに修繕をしようとしても、もう部品もないというような状況でございますので、繰り返しになると思いますが、そこら辺りは社協と十分今後打合せをして、対応していただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それと最後になりますけども、この地域は特に過疎地域であるということで、この過疎対策の関係も一般質問させていただいたところではありますが、この補助金につきましても、過疎債が充当してあるという思いですので、何とか、年々古くなれば補助金も増えるという思いでございますし、また過疎債も充当できるということでございますので、そこら辺りの運動器具の整備をやっていただきたいことを要望して、質問を終わります。

○委員長

次に、105ページ、社会福祉費、社会福祉総務費、避難行動要支援者等管理システム構築委託料について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕二委員

105ページ、社会福祉費、社会福祉総務費、避難行動要支援者等管理システム構築委託料についてお尋ねいたします。初めに、本市における避難行動要支援者名簿についてお尋ねいたします。以前は、水害想定地域など作成する地域が限られていたようでございますが、現在はどうのような名簿を整理されているのか、お尋ねいたします。

○高齢介護課長

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、市町村に対し、要配慮者のうち災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿、避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられました。避難行動要支援者につきましては、現在、地域を限定せず、75歳以上の単身、または75歳以上の方のみで構成されている世帯、身体障害者手帳の1級から3級をお持ちの方、療育手帳A判定をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方、要介護3以上の介護認定をお持ちの方を対象としておりますが、そのほか民生委員児童委員の皆様が実際に調査を行われる中で、避難行動要支援者名簿に登録したほうがよいと判断された方につきましても対象者としております。また、令和5年9月1日時点において、5102名の方が名簿に登録しております。

○田中裕二委員

令和5年9月1日時点において5102名の方を名簿に登録しているということでございますが、この名簿に基づいて個別避難計画というものを作成する必要があると思いますが、この個別避難計画とはどのようなものなのか、お尋ねいたします。

○高齢介護課長

個別避難計画につきましては、避難行動要支援者名簿の作成が、災害対策基本法に位置づけられて以降も、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨など、相次ぐ災害において、高齢者や障がい者が被害を受けていることを踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、令和3年5月の災害対策基本法の一部改正により、当該計画の作成を市町村の努力義務とされました。個別避難計画は、高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画で、避難支援を行うものや、避難先等の情報を記載した計画です。

○田中裕二委員

避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画というご答弁でございますが、では現在の個別避難計画作成の進捗状況及び今後の課題について、お尋ねいたします。



○高齢介護課長

個別避難計画につきましては、避難行動要支援者名簿の掲載者全数分の作成を行うこととなっております。本市における個別避難計画作成の進捗状況につきましては、令和5年9月1日時点において、避難行動要支援者名簿掲載者が5102名であるのに対し、個別計画作成者数は552名、約11%となっております。個別計画の作成に係る課題といたしましては、本市における要支援者に当たる要件の見直し及び個別避難計画を作成する際に必要となる避難支援者の確保が挙げられます。

○田中裕二委員

個別計画作成者は約11%で、89%の方がまだ計画ができていないというご答弁でございますが、今お答えいただいた課題の中でも、避難支援個別計画において重要なのは、支援をしていただく方をどのように確保するのが課題だと考えますが、その方策についてはどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○高齢介護課長

質問委員がおっしゃるとおり個別計画におきましては先ほども言いましたように、避難を支援していただく方の確保が課題となっております。今年度、個別計画の策定が終了している方の事例を見ますと、近くにお住まいの親族の方や、自宅近くのご友人などが避難支援者として登録されている事例が多いのが現状となっております。ただ、親族の方やご友人などの避難支援者の確保が難しい方につきましては、民生委員、ヘルパーの方など、日頃より対象者との関係性を持つ方との協議、協力を行いながら、避難支援者の確保に努めてまいりたいと考えております。

○田中裕二委員

避難行動要支援者名簿の整備及び個別計画の策定は、人の命に関わることでございますので、その辺りをしっかりと個別個別のケースがありますが、それぞれに合った計画を作成していただき、災害に備え、被害に遭わないように取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、この質問終わります。

○委員長

次に、105ページ、社会福祉費、社会福祉総務費、社会福祉協議会補助金について、田中英美委員の質疑を許します。

○田中英美委員

105ページ、社会福祉費、社会福祉総務費、社会福祉協議会補助金についてでございますが、まず社協に対する補助金の根拠について、お尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

社会福祉協議会に対する補助金は、社会福祉法第58条第1項の規定に基づき、飯塚市社会福祉法人の助成手続に関する条例施行規則、第2条第2項に定める事業として、社会福祉協議会の法人運営事業及び社会福祉協議会が実施する事業を対象事業としており、社協が実施する事業としては、交付要綱によりボランティアセンター事業、権利擁護事業、その他市長が特に必要と認める事業と規定しております。

○田中英美委員

社会福祉協議会は、市の福祉施策の補完、また福祉施策の向上に沿った運営をするということで、補助金については当然必要であるというふうに思っておるところでございます。そうした中で社会福祉協議会に対する補助金額の決定について、また根拠について、お伺いしたいと思います。

○社会・障がい者福祉課長

まず令和4年度の補助金は5500万円となっております。金額の根拠は、社協合併後平成18年、19年に決算額1億1千万円の赤字となりまして、1市4町の社協からの引継金があ

りましたので、それを取り崩しながら事業を展開することとしておりましたが、基金を取り崩して事業を展開しても、このままの経営体制では平成22年度には財政破綻することが予想されるため、社協において職員削減をはじめとする財政改革の取組を開始し、事務事業の改善を図る一方で、本市としても公共性の高い地域福祉活動に関する事業の不足する額を補助金として交付することとしたものでございます。この補助金は、社協のほうから運営改善計画に沿って、毎年財政シミュレーションを行っており、まずは社協自らが行財政改革等による改善を進め、不足する部分を費補助金で調整するという考え方に立って、毎年補助金額を算定しております。

○田中英美委員

当然補助金ですから内容審査等はされておるといふような思いを持っておるところでございますけども、まず、適正に使用されているか、審査等を行っておられるのか、お聞きいたします。

○社会・障がい者福祉課長

事業完了後に提出される実績報告書によりまして、事業の成果及び補助金交付決定の内容に適しているか審査を行っております。補助金の額を確定しておりますが、令和4年度の補助対象額は4つありまして、ボランティアセンター事業に900万円、権利擁護事業に1千万円、その他市長が特に認める事業としまして、地域福祉活動推進事業に1850万円、それから法人事業に1750万円ということでありまして、補助金額は合計で5500万円となっております。実績報告において、社会福祉協議会の運営に要する人件費や各事業の関連経費に充てられており、補助金交付時に提出された事業計画は適正に完了していると認めております。

○田中英美委員

これまでの補助金の推移についてどのようになっているか、お伺いいたします。

○社会・障がい者福祉課長

合併後分になりますけども、平成18年度は2500万円、それから19年度は2250万円、20年度は2250万円、21年度は4000万円、22年度は5千万円、23年度以降は5500万円を交付しております。

○田中英美委員

平成23年度以降は5500万円ということで10年以上そのまま据置きというような形で、非常に大きな金額だろうという思いがします。そうした10年間というのは非常に長いスパンでございますので、社協の運営状況とか、いろいろ加味される必要もあるんじゃないかと。一定金額はずっと10年続いてくるのにつきましては、いかがなものかなという思いもいたします。具体的に言えば、市の職員が派遣されたら、そうなれば、少し補助金が減るとか、増えるとか、そういったことを考えていただきたいなという思いをいたします。

また、市の職員の派遣について、適正にされているのかと。市の職員の派遣については、やはり派遣先の運営状況がスムーズに発展していくような方を人選していただきたいと。これは直接関係ありませんので答弁は要りません。自分の要望としてお願いをして、質問を終わります。

○委員長

次に、105ページ、社会福祉費、社会福祉総務費、社会福祉協議会補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料のナンバー30が追加資料集の88ページから100ページの間にありますので、概略を紹介していただけますか。

○社会・障がい者福祉課長

社協に対する補助金の交付要綱でございますけども、地域福祉活動推進事業が1850万円、

それから法人運営を目的とする事業は1750万円、ボランティア事業を運営する目的の分が900万円、権利擁護事業を運営する目的のほうは1千万円というふうになっております。あとは、補助対象経費の確認書として、社協のほうから提出されているものがそこについております。地域福祉事業に関しても同じようになっております。基本的にこれは全部社協のほうから出されました資料の明細ということになっておりまして、あとは補助金の交付決定についての通知ということで5500万円を決定したという通知を、うちのほうから社協のほうに出したものでございます。それから補助金の実績報告書、概算払い、精算ということで、こちらのほうも社協のほうから出ているものでございます。そして補助金確定通知書ということで、飯塚市のほうからまた出した物もついております。大体あとは、社協のほうから出された報告書の内容ということになっております。

○川上委員

これの昨年4月1日付で出されている補助金交付申請書なんですけれども、長期にわたって5500万円という申請になっていますが、この事業名は1から4ありますよね。この中の主なものをちょっと説明してもらっていいですか。

○社会・障がい者福祉課長

まず、ボランティアセンター事業、ちょっと順番はあれなんですけれども、先にボランティアセンター事業を説明させていただきます。ボランティアの養成講座、これは手話奉仕員とか音約・点訳を開催しまして、58名が修了者となっております。またボランティアに関する様々な相談を受け付けまして、令和4年度は186件のコーディネート、それから2041件のボランティア保険加入手続を行っております。それから権利擁護事業ですけれども、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人を福祉的側面から支援する日常生活自立支援事業と、法的な面から本人の権利を守り、生活を支援する法人後見事業を行っております。令和4年度利用者は85人、年間延べ相談件数は2720件、運営委員会を年間6回開催し、ケース検討会議を1回開催しております。法人運営事業を運営する目的としましては、社協の人件費となっています。それから福祉活動を推進事業を目的とするものは、市内18か所の地区社協、それから20か所の地域福祉ネットワーク委員会の活動を支援する事業でございまして、具体的にはふれあいいいききサロン、それから福祉員研修会、長寿イベントとグランドゴルフ大会等が含まれて取り組まれております。

○川上委員

それは分かりました。それで、この社会福祉協議会が責任を負っている施設が各所で老朽化し期待される機能を果たせないというような状況があって、せんだっては筑穂のほうにも副市長お2人が部長とともに見に行くというようなことをされたわけなんですけれども、お金が要るわけですよね。この例えば1から4の中に、そういうハード面の整備に用するものというのは、この1から4の中に入るんですか、例えば。

○社会・障がい者福祉課長

その分については入っておりません。ただ、先ほどこれとは別に田中委員のほうから出ました筑穂の分に関しては、維持修繕関係が入っております。

○川上委員

どこに入るんですか。1から4の1に入るんですか。

○社会・障がい者福祉課長

これとは全く別のものがございます、費目が違いますので。先ほどの分は協定書に基づく分です。こちらは補助金でございますので、ちょっと性質は若干違います。

○川上委員

そうするとこの毎年毎年5500万円の補助金申請書と別のものが出るわけですか。別のものを出すということになるんですか、ルール上。

○社会・障がい者福祉課長

筑穂は筑穂で出しておりまして、この分は本体全体のほうとして出ております。だから筑穂だけ別扱いです。

○川上委員

それはちょっと見せてもらってもいいですか。

○社会・障がい者福祉課長

筑穂のほうは、運営補助金という格好になっていますので、社協が自分でやるものに対して補助をしているというものでございます。社協の補助金のほうについては、先ほど言われたみたいなハード事業に関しては入っておりません。

○川上委員

ですから、ハード系の仕事をするのに、飯塚市に補助を求めたいというときは、別の補助申請を出すことになるわけでしょう、今のお話だと。

○社会・障がい者福祉課長

現規定では、今、挙げています4つしかありませんので、この中に入らないものについては対象になりません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 11

再 開 15 : 15

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

すみません、2つ一緒になって申し訳ございません。筑穂の保健福祉センターの運営費補助金の交付要綱のほうには、備品購入費とか修繕料とかは一応含まれております。社協のほうの協議会の補助金のほうについては入っておりません。

○川上委員

分かりました。いずれにしても、先ほど紹介のありました社会福祉法第58条、助成等に根拠があるわけですか。

○社会・障がい者福祉課長

法的根拠はそのとおりでございます。

○川上委員

そこでその根拠法との関係になると思うんだけど、飯塚市は公衆浴場設備改善事業補助金交付要綱というのを持っていますよね。これだと躯体、基幹系についても手を入れることができるんですけど、これについて社会福祉協議会から決算年度中に申請の相談だとかということがありましたでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

まず、社協のほうからは要望があっておりません。今さっき言われました要綱については、うちの課のちょっと管理ではございませんのでちょっと存じ上げないんですけども。

○川上委員

分かりました。基本的に筑穂と同様の要綱をつくれば、例えば伊川の郷にも対応できるし、それからまた所管ではないとおっしゃったんだけど、公衆浴場設備改善事業補助金交付要綱、しっかりしたのを飯塚市は、金額がちょっと低かったけど持っているんで、今ある制度を生かすということもできるということが分かりました。ありがとうございました。

○委員長

次に、107ページ、社会福祉費、高齢者福祉費、長寿祝金支給事業について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

決算書107ページの長寿祝金支給事業について、大変恐縮ではございますが、ご質問いたします。もともとは公的年金制度の補完を目的に、敬老年金として一定額を年金として支給するものとして始まって、そのあと社会情勢の変化に合わせて、現在の祝い金にという形になったそうですが、時代も変わって、人生100年時代と言われる中で、市の情勢も鑑みると、制度について見直す時期ではないかと考えますが、令和4年度の支給実績についてお尋ねいたします。

○高齢介護課長

高齢者に対しまして長寿を祝い、永年の功績に感謝をするため、節目に当たる77歳、88歳、99歳、100歳以上の方を対象としまして、祝い金を交付いたしました。また、満100歳の高齢者の方に対しましては、祝い品及び賞状を支給いたしております。その実績といたしましては、77歳の方が1007名、88歳の方が828名、99歳の方が111名、100歳の方が79名、101歳以上の方が123名、全体で2148名となっております。

○藤堂委員

非常に皆さん長生きされて、すばらしいなと思っています。それで県内において本市と同様の事業を実施されている自治体はどのくらいございますでしょうか。

○高齢介護課長

福岡県下各市の福祉施策の現状や他自治体の調査を基にお答えいたします。政令市を含め、9割程度の市町村が何らかの祝い金や祝い品等を送り、長寿をお祝いする事業を行っております。県下60市町村に向け行われた他自治体による調査を参考にしますと、回答は53団体、回答率は88.3%となっており、本市と同じように節目に当たる年齢の方に対し、どのくらいの市町村がお祝いを行っているかを見ますと、77歳では21団体、88歳では46団体、99歳では31団体、100歳では49団体、100歳以上の方たちには37団体という状況であります。

○藤堂委員

多くの地区で、何かしらのお祝いをしているということが分かりました。ありがとうございます。

今後、対象者数についてはどのようにお考えでしょうか。

○高齢介護課長

本市では、健康都市づくりを推進し、様々な施策に取り組んでおり、平均寿命や健康寿命の延伸を考えますと、割的には増えるものと考えております。また対象者の推計ですが、2022年度の飯塚市の10年人口推計に基づきますと、おおむね今から令和8年度までは対象者については若干増えていくんですけど、令和9年度以降は対象者数が減少する見込みとなっております。

○藤堂委員

最後に意見と要望になるんですが、1点だけ、9月16日に福岡県の古賀市長のX、旧ツイッターをちょっと読ませていただきます。古賀市は、敬老祝い金を全廃しています。長寿はおめでたいことですが、なぜ公が祝意を示すためにお金を配付するのか政策目的が判然としない。何歳なら配って、何歳なら配らないも論理的に説明ができないと書いておられて、私も正直同意をいたします。ただ古賀市は、全面撤廃ではなくて、100歳以上の方にお祝い状と記念品を贈呈しておるそうです。あまりハレーションも見たくないですが、前提として、長生きをされたということに関して私も敬意を表しておりますし、その上で祝い金である必要性、代替として感謝状ではいけないのかというところ、また他市の状況もお聞きしましたけれども、飯塚市の予算規模から見て、3千万円をかけて行うべき事業なのかというのを一度考えて、検討していただきたいと思います。

一点、金融広報中央委員会のデータになりますが、令和2年の数字になりますが、平均貯金額というところで、20代で単身で106万円、2人以上の世帯で165万円、30代で単身で359万円、2人以上で529万円とどんどん飛んで60代だと、単身で1335万円、2人以上に世帯で1635万円と、大体10倍からそれ以上の開きがあると。70歳以降の数字はありませんでしたけども、圧倒的にお金を持ってる世代に投資をしていると考えています。3千万円という数字は安くないと思っておりますので、政策的意義をきちんと明確にして、今後も事業に関しては検討していただければと思います。質問終わります。ありがとうございます。

○委員長

次に、107ページ、社会福祉費、高齢者福祉費、シルバー人材センター補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料ナンバー31、追加資料101ページに資料がありますので、説明をお願いします。

○高齢介護課長

現在、シルバー人材センターにつきましては、シルバー人材センター補助金、地域活性化環境事業費補助金、シルバーサポート事業費補助金の3つの補助金として支給しております。補助金の額につきましては資料にお示しのとおり、平成30年度から現在令和4年度まで補助金額については変更がございません。

○川上委員

この補助金の法的な根拠をお尋ねします。

○高齢介護課長

これらの補助事業につきましては、市の補助額の同額を上限として、国も補助する仕組みとなっておりますので、補助対象経費やその金額について国が定める基準と同じ基準で交付しております。

○川上委員

それでは、今度は金額についての根拠、理由をお尋ねします。

○高齢介護課長

まずシルバー人材センター補助金880万円につきましては、シルバー人材センターの運営に関する補助となっております。交付対象経費としましては、職員給与費等の人件費、光熱水費等の施設管理費、備品や車両関係費等の需用費などが対象となっております。また、シルバーサポート事業費補助金につきましては、高齢者や子育て支援の事業等に対する補助となっております。交付対象経費としましては、謝礼金等や賃借料、印刷製本費や通信運搬費等の事業費などが対象となっております。地域活性化環境事業費補助金につきましては、商店街の活性化を図るためのシルバーショップや、高齢者を地域で支える体制づくり等に対する補助金となっております。謝礼金等や賃借料や通信運搬費等の事業費などが対象となっております。

○川上委員

880万円の人件費は誰の人件費ですか。

○高齢介護課長

シルバー人材センターにお勤めの職員の方の人件費だと思います。

○川上委員

思いますというのは、どういうことですか。

○高齢介護課長

職員の方の人件費となっております。

880万円の全てが人件費というわけではありません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:27

再開 15:28

委員会を再開いたします。

○高齢介護課長

申し訳ありません。人件費につきましては、シルバー人材センターの事務局とか職員の方に対する人件費になっております。会員の方とかではありません。

○川上委員

内訳を聞きましょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:29

再開 15:38

委員会を再開いたします。

○高齢介護課長

申し訳ありません。先ほどの880万円の内訳といたしましては、まず人件費、給与、手当とか、あと福利厚生費の分として、477万円が充てられております。そのほか主なものとしたしましては、賃借料が120万円、委託料として100万円が充てられております。あと消耗品とかもろもろ充てられております。

○川上委員

そう聞いてみると、補助金の額は決して大きいほうではないなと思いましたが。それで昨年度中から、今年10月から出発する、反対している人が多いんですが、消費税インボイス対応の飯塚市に求めるという要望が出ておったと思うんですけど、どういう対応していますか。

○高齢介護課長

本年10月からインボイスが導入されますので、シルバー人材センターに対しまして委託料とかの分の単価見直しを行っております。

○川上委員

この際ですから見直しの内容、方向性も聞かせてもらっていいですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:40

再開 15:41

委員会を再開いたします。

○高齢介護課長

すみません、増額の単価までちょっと、一応令和5年度につきましては、昨年度予算要求して単価見直しをしまして、増額ということで計上しております。計上といたしますか、実際、今年度から払うようにしております。

○委員長

次に、108ページ、社会福祉費、障がい者福祉費、要約筆記者派遣手数料について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私のほうから要約筆記者派遣手数料について、お伺いいたします。まず、この内容についてお伺いいたします。

○社会・障がい者福祉課長

令和5年3月19日に開催いたしました手話スピーチ発表会及び手話言語啓発講演会のとき

に、聴覚障がい者の方に、音声情報をパソコンに文字入力し、その文字をスクリーン上に提供するパソコン要約筆記を準備した際の要約筆記者の派遣手数料となります。また派遣につきましては、福岡県聴覚障害者センターに依頼して派遣をお願いしております。

○金子委員

この3万6820円の内訳について説明をお願いいたします。

○社会・障がい者福祉課長

派遣料につきましては、1人当たり2時間まで3千円、以降1時間ごとに1500円となりまして、交通費実費と機材費2千円が基本となります。今回の派遣料につきましては、通訳時間は、待ち合わせから通訳終了まで3時間15分でしたので、通訳者4名分の通訳料として2万4千円、交通費4名分で1万820円、機材費2千円の合計3万6820円となっております。

○金子委員

決算額の全てが3万6820円ということですが、これは1回のみが3万6820円ということで、令和4年度に関しては、1回のみ要約筆記を使ったということでしょうか。ほかには使っていないか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

令和4年につきましては1回だけでございます。

○金子委員

令和4年度はたった1回だということですが、今後の利用についてはどのようにお考えでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

講演会やイベントなどの不特定多数の参加者がおられる場合とか会議の場面、その内容に応じて要約筆記の提供は今後必要になってくるものと考えております。しかし費用の面で負担も大きく、全てに利用ということは困難でありますので、申込みの受付時に要約筆記等の配慮の必要性を確認するなど、申込時に確認して利用するというような考えもしております。また、会議の場面では、出席される方の状況があらかじめ分かりますので、聴覚障がいのある方などから、必要な旨の意思表示がされた場合は、配慮の一つの手段として利用していくものであるべきと考えております。

○金子委員

私もこの飯塚市で余り見たことないなと思ったんですけど、この3月19日に参加しまして、初めて使われたなと思ったんですけど、他市では結構使われているんですね。そもそも要約筆記があることさえ知らない方に、要約筆記の必要性が分かるのかなど。経験がない方に、要約筆記を要りますかって言われても分からないのではないかなというのが、私のまずもつての疑問なので、やはり先ほど費用が大きいかかるとか、必要かどうか確認すると言われてはいますが、やはり合理的配慮が義務化されていますよね、行政に関しては。となると、必要な方が必要だというふうに言われたときには、義務として行わなくてはいけないものだと思います。そして、手話の必要な方の中には、手話は分かるけれども、手話がもう難しいという方も実はいらっしゃるんですね。途中障がいの方は、手話が分からない、要約筆記なら分かるという方も結構いらっしゃると思います。合理的配慮をこれから進めるに当たって、行政だけでなく、事業所に広げていくに当たり、この要約筆記というのは大変重要なものだと思いますので、1回限りではなく、ほかのところでも今後広めていただきますよう要望として終わります。

○委員長

次に、108ページ、社会福祉費、障がい者福祉費、障がい児支援利用計画作成手数料について、金子委員の質問を許します。

○金子委員



今度は、障がい児支援利用計画作成手数料についてお伺いいたします。この手数料は障がい児の障がい児支援の利用計画の作成に係る手数料であると思っておりますけれども、その計画はどなたが作成し、どなたにその手数料を支払うことになってるのかお尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

この計画につきましては、自己作成でも可能ですけれども、サービス事業者との調整など利用者では難しいこともございますので、実際には利用者が指定障がい児相談支援事業者の相談支援専門員に依頼して作成されております。この依頼に基づいて計画を作成し、利用者の自己負担の見積り、サービスの提供状況の管理、それから利用者の状態確認までの一連のことに係る費用として、実際のところ自己作成がなく、作成依頼の届出により法定代理受領の形で、利用者の自己負担をなく、指定障がい児相談支援事業者に直接給付費として手数料を支払うものとなっております。

○金子委員

その作成は、どのように作成されて、利用されているのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

まずこの計画の作り方なんですけれども、相談支援専門員のほうが利用者に対して、利用者の居宅等を訪問して、利用者、それからその家族に面接してアセスメントを行い、このアセスメントに基づいて把握された解決すべき課題等について、最も適切なサービス事業の組合せを検討します。それから利用者及び家族の生活に対する意向とかを勘案した上、提供されるサービスの目的、達成時期、福祉サービス等の種類、内容量、サービス上の留意事項等を記載した計画案を作成いたします。その計画案の内容について、利用者またはその家族に説明し、文書に利用者等の同意を得て交付しなければなりません。市は、この計画案の提出を求めまして、その計画の内容を勘案して、サービス料を決定して受給者証に記載しております。記載された用に基づきまして、さきほどは計画案でございましたけれども、この計画案に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集して、サービス担当者会議を開催いたします。計画案の説明を行いまして、専門的見地からの意見を求めます。この会議を踏まえた計画について、利用者またはその家族に対して説明して文書により同意を得ることとなっております。障がい児支援事業計画を作成しまして、利用者及び担当者に交付しなければならないというふうになっております。この交付された計画に基づいてサービスが提供されていくことになります。

○金子委員

内容は分かりました。しかし実際に利用されている保護者に聞くと、結構この計画書が計画されているけれども、確認事項というのが、本当は3か月に1回らしいんですけども、とか決まっているけれども、はじめのほうは結構来てくれる。だけど、1年ごとに来なくちゃいけないときには、もうファクス1枚というのが現状というふうに言われて、相談の利用計画ももう自分たちでやっていかななくちゃいけないっていうふうに感じる人が多い。そもそもがこの計画相談と言われていても、その方たちが実際に分かっているのかなと疑問だ。自分たちで調べて、自分たちでやらなくちゃいけないっていうふうに多くの保護者から聞きます。確かにここの事業というのは、市役所の社会・障がい者福祉課、そして基幹相談支援センター、それとか事業所、またその個人の相談員それぞれの方が関わっていて、相談する人たちと、事業者が大変遠い感じがするので、本当にしっかりとこの事業を計画しないとイケないなと思っておりますけど、それに対して、どのような対策、また研修など行われていけば教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

まず、この相談支援専門員の資格を維持するために、都道府県が実施する現任者研修というのがあります。これは5年に1回です。これを受講することで、相談支援専門員の資格を継続することができますので、その期間ごとに研修を受講されております。

○金子委員

社会・障がい者福祉課としてこの計画については、見られていると思うんですけど、指導するようなことがあれば、どういうふうに指導されているのか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

実際に事務職員としてやれる範囲というのはある程度限られてきます。その中でできる限りのことをしなければならぬと思っておりますので、例えば、書き方が悪い、ちゃんと利用者に分かるような形になっていないものとか、内容の薄いもの、それから児童発達支援とかそちらの系統のほうは最大でも月の日数から8日を引いた数というふうになっておりますが、それを23日という決め打ちをしているところもございます。ですから、そういうことに対してはきちんと指導しまして、再提出を依頼したりすることとしております。実際ちょっと事務的にできることは、あとはもう事務の書類上の不備とか手順、記録上抜けているものなどを指摘することぐらいまでしかできないという実態です。

○金子委員

令和5年3月に障がい児通所支援に関する検討会がありまして、その報告書の中に、この児童発達支援センターなどの事業体形整備が出ております。そして、この給付決定に関しては、しっかりとコーディネートを行われる方策を検討する必要があると言われておりますけれども、これについて何か考えがあれば教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

今のところは現状しか、ちょっと今は対応しようがないという実態でございます。

○金子委員

本当に障がいのある子どもたちを持つ保護者、またその本人自身、子どもたちは本当にその自分に適当なサービスを受けられているのかと本当に心配になられている方がいらっしゃいます。しっかりとその検討を行えるようお願いしたいです。できれば、例えば、基幹相談支援センターが中心となって、支援員を集め、事業所を集め、どんな事業が行われているのかというのを、全ての相談員が分かるような仕組みづくりを行っていきようやっただけですでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

これは業界としても自主的な動きが実際ございます。飯塚圏域地域自立支援ネットワークの専門部会というのが立ち上がっておりまして、そのうちの一つであります相談支援部会で障がい者の自立や権利擁護を重視した一般相談、計画相談が実現できるように、相談支援専門員のスキルアップやネットワークの構築を目的として、相談支援事業所と関係機関が定期的に圏域の課題について協議を行っております。

○金子委員

ぜひしっかりと関わっていただくようよろしく願いいたします。

○委員長

次に、108ページ、社会福祉費、障がい者福祉費、障がい当事者団体等活動補助金について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

こちらの障がい者当事者団体等活動補助金に関しては、私が以前一般質問の中で質問しており、この当事者団体の補助金制度についての見直しを行うということと、研究していくというふうにおっしゃいましたけど、その状況については、分かれば教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

現在の状況としましては、制度の見直しのため、他市の状況の情報収集及び本市の当該補助金の内容の再確認を行っております。各市はいろいろな方法で交付しておりますので、本市で活動している団体の皆様はどのような助成を求めているのか。行政が行っていない補完事業への補助金として、どのような形が望ましいかを整理し、新たな制度の設計に向けて準備を進め

ております。

○金子委員

昨年度から今年度はそのまま事業で行っていると思います。その予算立てもそのままだったと思うんですけども、今後どのような見通しが立っているのか、あれば教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

本年度中に各市調査と、それから現在補助金交付を行っている団体への説明を終了させまして、要綱案を作成し、来年度には要綱の制定と周知、必要であれば予算要求を行い、再来年度には新たな要綱に基づいた補助金の交付を考えております。

○委員長

次に、109ページ、社会福祉費、障がい者福祉費、児童発達支援給付費、放課後等デイサービス給付費、保育所等訪問支援給付費の給付状況について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

この給付費のそれぞれの状況について、資料要求をいたしておりますので、その説明をお願いいたします。

○社会・障がい者福祉課長

資料のほうは、給付費の決算額としまして、平成30年から令和4年度までの5か年分を表示しております。この中で保育所等訪問支援につきましては、令和3年度から利用が始まっておりますので、そこから数字が発生しております。全体的には右肩上がりに増えている状況でございます。

○金子委員

この状況が今後も続くと思われるんですけども、よく利用者の方から、事業所によってサービスの内容にかなり違いがあるということなんですけども、そのことは把握されていますでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

利用者からの情報提供とか相談支援事業所や関係機関との協議によりまして、サービス内容について把握するように努めているところです。事業所から提供される支援内容につきまして、基本的な日常生活の自立の支援、社会性やコミュニケーションスキルの獲得向上の支援は大半の事業で提供されておりますけども、言語聴覚士による言語療法、それから作業療法士の作業療法、感覚統合訓練など、有資格訓練を提供する事業所は少ないと認識しております。また、運動や体を動かすことなどの支援内容の多様性があると伺います。具体的な活動を設けず、本人が自由に過ごす時間を提供している事業所につきましては、単に預かっているだけと解釈される可能性があることから、子どものニーズとサービス提供目的の明確は必要でございます。児童通所支援の枠組みの中で、どう子どもが過ごすことが望ましいのか。そのためのサービス提供はどうあるべきかの議論が必要でありまして、本市としては、飯塚圏域の自立支援ネットワークの専門部会で、事業所のサービスの質の向上について協議を続けてまいります。

○金子委員

私は先ほど令和5年3月にありました障がい児通所支援に関する検討会の報告書について、お話しましたが、この基本的な考え方が子どもの権利を社会全体で守る、そして子どもと家族のウェルビーイングの向上、インクルージョンの推進というこの3つの大きな柱を立てられております。それに合わせて、様々な体制整備等が行われるようになっておりますので、ぜひそこを念頭に置きながらやっていただきたいと思います。そして私は、以前から申しおりますが、このインクルージョンに関しましては、保育所等訪問支援事業が大変鍵になるのではないかということをお伝えしておりますけども、その状況について、詳しくお伝えください。

○社会・障がい者福祉課長

今おっしゃいました保育所等訪問支援につきましては、令和5年8月31日現在で、未就学

者の利用者は11人ございます。そのうち公立保育所が1人、私立の保育所が10人となっております。サービスの利用人数が少ないことから、ちょっと利用状況の分析というところまでは行っておりません。

○金子委員

こちらは11人中、公立保育所が1人、私立保育所が10人で、公立保育所が少ないというのは大変ちょっと理解に苦しむところなんですよ。これは、保護者と利用している保育施設、そして保育所等訪問支援事業ができる事業所、この3つがやりましょうということになって初めて成立する事業ですよ。そのときに保育所が少ないというのは、大変何かおかしな話だと思うんですよ。ここはもう少し把握していただきたいと思うんですけども、どのようにお考えでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

昨年度中なんですけども、保育所の園長会議がございまして、そこで一応説明をしております。公立の保育所のほうも積極的にアプローチをしておりますけども、先ほど委員が言われましたように、条件が整わないと利用できないサービスでございますので、そのところはたまたま私立のほうが多かったということになっております。

○金子委員

たまたまとおっしゃいますけど、やはりこれ公立なんですよ。さっきから言っています合理的配慮と、私何度も言いますが、子どもたちがやはり安全に暮らすために必要なものだと思って、使おうと思ったときにそれが公立ができなかったというのは、もう少し積極的に使えるように働きかけをよろしくお願いいたします。また、この事業を知らない保護者も多いようですので、ぜひこれも知っていただくような広報などをよろしくお願いいたします。

○委員長

次に、109ページ、社会福祉費、障がい者福祉費、障がい者相談員謝礼金について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

こちらの障がい者相談謝礼金について、まず、どのような方がなっておられて、その業務内容はどのようなのか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

飯塚市障がい者相談員設置要綱第3条、委嘱に基づき、相談員として委嘱しており、身体障がい者相談員は身体障がい者から、知的障がい者相談員は知的障がい者及びその保護者から、精神障がい者相談員は精神障がい者及びその保護者から選任することになっておりまして、飯塚市では当事者団体、関連団体に推薦依頼を出し、推薦書に基づき市長が委嘱して、相談員として業務を行っております。業務内容は、相談支援を要する身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その家族等の日常生活で生じる様々な問題について相談に応じ、同じ背景を持つ立場で、経験に基づく助言等を行っております。

○金子委員

この相談員の年齢構成や男女比、また任期が分かっているならば、教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

現在、障がい者相談員は、身体障がい者相談員が8人、それから知的障がい者の相談員が4名、それから精神障がい者の相談員が3名、合計15名の相談員がおられます。男女比は15人中、男性が11名、女性が4名となっております。障がい者相談員の任期は3年以内となっております。

○金子委員

まず15人中、女性が4名しかいないというのは大変問題ではないかと思えます。受けていただける方もいらっしゃるかと思いますけども、ぜひ女性が半分になるようよろしくお願いいたします。

たします。また、この任期についても3年以内となっておりますけれども、結構ずっと長い方もいらっしゃるのではないかと思いますので、ぜひまた検討をお願いいたします。相談の内容の分析は、どのようになっているのか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

相談員の皆様に、年間の相談件数と、それから手帳、補装具等、生活、職業、施設、年金等、それから医療、その他の8区分の種類を分けて相談内容の報告をしていただいております、どのような相談が多いのか、どのような情報を知りたいのか等を確認しております。令和4年度は計385件の相談を受けておりました、生活に関する相談が一番多く、126件となっております。

○金子委員

先ほど同じ背景を持つ立場でという、本当に身近な相談に乗られる方なんではないかなと思いますので、私はこれはすごくいいことだと思ってるんですけども、この中の項目を見ていたら子どもという対象が全くないんですけども、子どもに関する相談についてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:08

再 開 16:08

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

実際の相談員の中には、同じ背景を持つ立場の方がございますので、経験に基づく助言を行うこともできますし、市役所等の行政機関とか、基幹相談センターへの専門機関への相談につなげることもできますので、対応は今のところでもできると考えております。

○金子委員

私も見ていましたら、やはりずっと同じ方がされているし、やはりこの項目自体が子どもということがないのはいかがなものかというふうに思います。よく障がいのある子どもさんの保護者は、先ほどの利用するとか本当に増えたけれども、結局子どもと一緒にいることが少なくなってしまうと、子どもといる時間をどうして過ごしていいかわからないという相談を、結構私は受けることがございます。だからこそ、その身近な立場で相談できる人たちということをお知らせする必要があると思うんですけども、この相談員の相談事業に関してはどのように周知されておりますか。

○社会・障がい者福祉課長

障がい者ガイドブックというのを発行しておりますので、まずその中に書いております。それからホームページのほうでも一応紹介しております。

○金子委員

身近な相談となった時にというのは、やはりその人たちと信頼関係がやはり必要だと思うんですよ。まずやはりそこにすぐに電話しようと思えるような信頼関係が、ホームページとかガイドブックだけで信頼関係が得られるかと言ったら、私は大変難しいものではないかと思っておりますので、例えば、相談会とか顔の見えるような仕組み、何か相談会を、実際にもうコロナも明けてやっていくようなことを要望いたします。

○委員長

次に、109ページ、社会福祉費、障がい者福祉費、基幹相談支援センター運営事業委託料について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

基幹相談支援センター運営事業委託料、7135万9905円が計上されておりますけれども、

その中で相談、NPO法人嘉飯山ネットBASARAが運営しておりますテコテコ、これは令和3年から委託されていると思いますけども、その事業の状況についてお知らせください。

○社会・障がい者福祉課長

テコテコの状況を説明いたします。令和3年度は163人から相談がありまして、新規の人数は90人でございました。令和4年度につきましては、358人から相談がありまして、そのうち新規の人数は116人です。年齢の内訳としましては、1歳未満が2人、1歳が6人、2歳が3人、4歳から6歳が72人、小学校1年生、2年生が100人、3年生、4年生が72人、5年生、6年生が48人、それから中学生が24人、高校生が7人となっております。相談内容につきましては、疾病、障がいに関するものが最も多く、次いで、家庭や所属先での生活、過ごし方に関する事となっております。

○金子委員

このテコテコ、相談事業はトントンですけども、今後もこの体制で事業を持続できるというふうにお考えでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

この事業については2市1町で実施しております。障がい者通所支援の利用者の増加に伴いまして、相談件数も増加しておりますので、2市1町でテコテコの実施体制につきまして、今後も検討してまいります。

○金子委員

この児童発達支援センターの機能がかなり重要視されるようになっていくと思います。ですので、ぜひ力を入れていただきたいと思います。また令和4年の児童福祉法の改正がありまして、令和6年4月1日から施行となっております。その中で、この児童発達支援センターの持つセンターが、地域における障がい児の支援の中核的役割を担うことの明確化というふうに言われていますので、しっかりその辺をお願いいたします。

また、その中で親子関係形成支援事業がありまして、親子関係の構築に向けた支援も新設するように言われております。そのことについては御存じでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

申し訳ありません、それは存じ上げませんでした。

○社会・障がい者福祉課長

これは私が以前から言っておりましたけども、親子関係の形成、ペアレントトレーニングとかペアレントメンターというシステムだと思いますけども、ぜひこれをトントンやテコテコの中に入れていただいて、今、子どもが小さい保護者に関して、どんなふうに関わっているのかというようなトレーニングのシステムをつくっていただくよう要望して終わります。

○委員長

次に、109ページ、社会福祉費、障がい者福祉費、福祉タクシー補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料はナンバー33、103ページにあります。説明を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

平成30年度から令和4年度までの5か年の実績の推移を表示しております。実際に予算の執行というか支出の金額につきましては、かなり予算現額に近い状態で執行しております。年間の交付人数は、500人から431人まで、ちょっとずつ減ってきておりますけども、年間の交付枚数、これもそれに合わせまして、2万2340枚から1万8948枚まで出ております。利用率につきましては63%、これは交付枚数に対する利用枚数ですけども、それが少しずつやはり減っておりますが、令和3年度から若干回復基調にございます。配付の枚数につきましては、年間最大48枚、これは1月で4枚ですので、申請された月によって枚数が違うと

いうこととなります。

○川上委員

利用されてる方の声を丁寧にアンケートをとって、制度の改善のために努力されてるというふうに思うんですけども、どういった点で要望が多いでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

要望につきましては、枚数を増やしてほしいというのが40%、それから1枚当たりの助成額を増やしてほしいが18.4%。あとはもう特にないというのが多くて、不明、その他、無回答が1%から2%の間でございます。

○川上委員

枚数を増やしてほしいという方がある一方で、利用率は57%という状況があるわけですね。この辺については、どういうふうに考えたらよいでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

同じアンケートの中で項目がございましたが、福祉タクシー券を使わなかった理由というのがございまして、一番多いのは家族や病院、それから施設の送迎があった、代替手段だったということですね。それから、自分で自動車を運転できたため。あと一時的に施設、病院に入所・入院していたため。それから身体的な理由によりタクシーによる移動ができなかったため。使うことがあるかもしれないので取りあえず申請したためというものをありまして、一番多かったのはやはり家族、病院、施設の送迎ということでございます。

○川上委員

利用率が例えば57%の場合は、予算執行率が57%ということになりますか。

○社会・障がい者福祉課長

57.9%というのはこれは利用枚数ですね、交付枚数に対する利用枚数のパーセンテージです。実際に使われた枚数に応じた額を執行という格好になります。

○川上委員

そうすると予算執行率も57%ということですよ。それで、先ほどの矛盾というか、48枚でも足りないという方は希望に応じて増やせるようにして、取りあえず持っておこうという方は持ってもっていて、使わないのは使わないでそれはそれでいいじゃないですか。だから上限を上げるという余地が、この利用率、予算執行率から言えば財政的にもあるんじゃないかと思いました。指摘をしておきます。

○委員長

次に、111ページ、社会福祉費、集会所費、集会所等整備事業について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料のナンバー34、追加資料集104ページです。説明をお願いします。

○人権・同和政策課長

資料104ページをお願いいたします。集会所等整備事業に関する実績と計画をご説明します。集会所等整備事業につきましては、平成26年度から飯塚市公共施設等の在り方に関する第1次実施計画に基づき、地元地縁団体へ移譲することを目的に進めております。集会所は2種類の総称で分けております。まず整備事業費につきましては、移譲協議が整った段階で、改修工事を実施するための費用となっております。移譲事業費につきましては、改修工事終了後に、地元地縁団体を設立していただき、譲渡となりますが、譲渡後に補助金を支出するための費用となっております。平成26年から令和4年度までの実績をこちらの表に示させていただいております。なお計画につきましては、地元との協議が整った段階で行いますので、年次計画等の計画は立てておりません。

○川上委員

この件につきましては、人権・同和政策課がなぜ担当するのか、不思議なんですけど、何か理由あるんですか。

○人権・同和政策課長

理由といたしましては、もともと集会所の整備事業の内容につきましては、まずは低環境につきましては、旧産炭地環境改善整備により、設置された集会所となっております。それからもう一つの集会所整備事業費の部分につきましては、いわゆる同和対策事業で整備したのとなっておりますので、その関係で人権・同和政策課が所管課となっております。

○川上委員

私はもう同和対策事業は終わっていますし、一般施策でいくべきなので、いつまでも人権・同和政策課が担当でよいのか。それで進むのかというのがちょっと気になるわけですね。そこで障害がないのかということなんですけど、部落解放同盟や同和会あるいはNPOが貸借契約によって占有をしているところはないですか。

○川上委員

今言われた3団体につきましてはございません。

○川上委員

貸借契約によってと、先ほど申し上げましたけれども、今度は貸借契約もなしに占有使用しているところはないですか。

○人権・同和政策課長

そちらもございません。

○委員長

次に、112ページ、児童福祉費、児童福祉総務費、保育士確保対策事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私からはこの保育士確保対策事業費について、質問いたします。資料要求いたしておりますので、簡単な説明をしていただくと助かります。よろしくお願いいたします。

○保育課長

提出いたしております105ページの資料、保育士確保対策事業に係る利用状況（5年間）の資料をお願いいたします。まず1番目の事業名といたしまして、飯塚市保育士修学資金貸付金事業、内容につきましては、修学に必要な資金を貸し付けるものでございます。貸付金額は1人当たり月額5万円まで、ただし福岡県保育士修学資金貸付け対象者は2万円とするをいたしております。対象といたしましては、保育士養成施設に就学する学生で、市内の私立保育所等で常勤保育士として勤務しようとする学生でございます。2番目の飯塚市保育士生活資金貸付け事業につきましては、生活に必要な資金の貸付けを行っております。貸付金額は、採用1年目が2万円、採用2年目が1万5000円、採用3年目が1万円でございます。対象といたしましては、保育士養成施設を卒業後、2年以内に市内の私立保育所等に常勤保育士として新規採用され、既に勤務している者が対象でございます。3番目が飯塚市保育士就職緊急支援金事業でございます。内容といたしましては、就職準備金10万円、引っ越し費用がある場合は上限20万円として助成金を交付いたしております。対象といたしましては、常勤保育士として市内の私立保育所等で新規採用される保育士になっております。その下に過去5年間の貸付け状況を記載いたしております。平成30年度から令和4年度まででございます。掲載につきましては、もうこちらに掲載しておりますので、読み上げることは省略させていただきます。以上で資料の説明を終わります。

○金子委員

この保育士確保対策事業についてなんですけども、この修学資金貸付けが平成30年度から見ると、令和4年は19件から3件にかなり大幅に件数が減っています。その理由はどう



いうふうにお考えでしょうか。

○保育課長

修学資金貸付金につきましては、これが減少した大きな要因といたしまして、県内の指定保育士養成施設に、私どもがお伺いしまして学生さんの状況を尋ねましたところ、全体的にやっぱり入学してくる学生さんが減っているということと、なおかつ保育所等に就職する学生も減ってきているという話を伺っております。

○金子委員

本当にもっともっと厳しい状況がこれから来るのではないかと思います、本当に恐ろしいなあと思ってしまいますが、その中でも保育士が短い就労で退職するという話もよく聞きますけど、本市の状況が分かれば教えてください。

○保育課長

市内の私立保育所・こども園での退職状況につきましては、私どもでは把握できておりませんが、先ほど申し上げました修学資金貸付け及び生活資金貸付け、こちらを利用されている方につきましては、市内の私立保育所・こども園に勤務された方で、5年以内に退職された方の人数につきまして把握をいたしております。修学資金貸付けにおきましては、事業開始から令和4年3月末現在で52名の方が貸付けを受けておまして、5名が5年以内に退職をしております。また、生活資金貸付けにおきましては、事業開始から令和4年3月末現在で、45名貸付けを受けておまして、7名が退職をいたしております。

○金子委員

やはり保育士を本当に短い就労で辞める方が増えてしまっているんだなと思いますけども、一方、子どもの状況ですが、待機児童の状況が分かれば、教えてください。

○保育課長

待機児童の状況でございますが、令和3年度以降、待機児童は発生いたしておりません。なお、指定園を希望される未利用児童の方につきましては、令和5年4月1日時点で24名となっております。令和4年4月1日時点では、未利用児童は7名、令和3年4月1日時点では未利用児童は12名となっております。

○金子委員

よく待機児童と未利用児童は違うというふうにおっしゃっているように聞こえるんですけども、実際、市民の方に聞くと、やはり安心して送り出したいっていう気持ちが強いので、やっぱり空くまで待っているというふうによく言われます。安心して預ける環境をやっぱりどうやってつくっていくかっていうことをやっぱり考えないといけないとなると、保育士のやっぱり確保というのが大変重要になっていくと思うんですけども、先ほど保育士が辞めていく状況があるというふうに聞きましたけれども、実際にこの保育士の充足状況はどうなっているのでしょうか。また、もし企業主導型の保育施設の状況が分かれば、教えてください。

○保育課長

保育士の充足状況といたしましては、市内の各保育所・こども園の定員に対する入所率は全体で100%を超えておりますので、各園で保育士確保に尽力していただいた結果、保育士は何とか充足しているものと考えております。また、市内の児童を受け入れる地域枠を持った企業主導型保育施設につきましては、平成30年4月現在は3施設ございましたが、令和5年4月現在では13施設設置されている状況でございます。

○金子委員

100%を超えていると、入所率が、なので、保育士も充足しているのではないかというふうにお聞きいたしましたが、本当にそうなのかなあと思います。かなり無理をされてるのではないかなというのが実情ではないでしょうか。私立保育協会からも要望書が出ておまして、やはり保育士の不足があって児童を受けられない事態に陥っているということも述べられて

おります。また、途中入所に対応するために、4月は最低基準以上の保育士を雇用して、そして、充足するようにしている。本当に大量に苦慮しながらやっている。100%と見せかけ、もう本当にぎりぎりで行っていると思うんですね。それが本当に子どもたちが安全に過ごすことができるのかなあと考えると、大変それは疑問です。数が100%になっているから、100%子どもが安全だって、私は思いません。ぜひしっかりと保育の質を上げるために考えなくてはいけないかと思うんですけども、市としてはどんなことをしているのか、あれば教えてください。

#### ○保育課長

保育の質を上げるために保育士の方々は様々な研修を受講しております。また、保育士確保対策事業とも重なりますが、保育以外の仕事や保育の補助者を雇用する補助事業といたしまして、保育体制強化事業及び保育補助者雇用強化事業を実施いたしております。また、今年度でございますが、ICT化を推進するための保育所等業務効率化推進事業及び保育環境改善等事業も実施をいたしております。これらの事業を実施することによりまして、保育士の負担軽減につながると考えておりまして、保育により一層力を入れていただけるということで、保育の質の向上につながるものと考えております。

#### ○金子委員

国もようやく、75年ぶりに配置基準を改正しようかというような動きがあります。こども未来戦略方針では、そのように述べられておりまして、実際、そのようになっていくのではないかと思います。まだはっきりとした指針を私のほうがちょっと把握していないんですけども、おそらく変わっていくのではないかと思います。国が言っている1歳のところを6人から5人、そして4歳・5歳児を30人から20人にする以外のところでも、飯塚市ができることを考えていただければと思います。また、小さなことですが、おむつのごみに関して、飯塚市が回収するようになった。それは大変ありがたいことだというふうに、市民の方から聞きます。一方で、保育所はそのごみを処理する負担、ごみ袋にしても全てこちらでやっている。1度はごみ袋はどうしますかって聞かれたけど、そのまんまだっていうふうに、幾つかの保育士から聞きました。できるだけ多くのごみ袋を使いたくない。だから本当に一生懸命、一つ一つ、1個でもおむつを1つの袋に入れようと。おむつって、使ったおむつは結構重たい。それを本当に1つでも多く入れようとして、かなり重たくなって、それを運ぶのが本当に大変だという話も聞きますので、一つのそれも支援策になるかと思っておりますので、ぜひ、親の支援、そして子どもへの支援、そして保育士への支援を十分にさせていただきようお願いして、この質問を終わります。

#### ○委員長

次に、112ページ、児童福祉費、児童福祉総務費、子ども家庭総合支援委員報酬について、金子委員の質疑を許します。

#### ○金子委員

子ども家庭総合支援委員報酬等について、お聞きいたします。まず、この子ども家庭総合支援員として委嘱されている支援員の構成をお聞かせください。

#### ○子育て支援課長

本市におきましては、令和4年4月から子ども家庭総合支援拠点を設置し、複雑化する児童虐待に対応していくため、専門知識を有する職員を非常勤特別職として配置しております。職種としましては、医師、弁護士、臨床心理士、公認心理士を各1名ずつ配置し、専門的見地から、拠点会議等において対応を協議する際にアドバイスをいただいております。

#### ○金子委員

令和4年度から子ども家庭総合支援拠点を設置して、1年半が経過しましたが、現在の支援拠点の職員体制や支援拠点を設置したことによって充実したと考えている点、また、改善して

いきたいと考えている点があれば、お聞かせください。

○子育て支援課長

子ども家庭総合支援拠点の職員体制としましては、非常勤特別職の専門家として、先ほどご紹介しました3名に加え、児童相談所勤務の経験を持つ大学教授1名に対して業務委託を行い、スーパーバイザーとして個別ケースに対するアドバイス等をいただいております。常勤職員の体制としましては、課長、課長補佐、こども家庭相談係長、事務職員のほか、こども家庭支援2名、虐待対応専門員4名、母子父子自立支援員2名、兼務ではありますが安全確認対応職員4名を配置しております。支援拠点の運営としましては、要保護児童、要支援児童、特定妊婦への支援を中心に、要保護児童対策地域協議会との調整、子育て世代包括支援センターと連携した子育て世代の支援を行いながら、既存の家庭児童相談室の機能を包含し、複雑化する児童虐待に対応できるよう、機能の充実を図ることができているものと認識いたしております。

改善が必要な今後の課題につきましては、相談記録作成の事務の効率化、ヤングケアラー支援との連携や支援に関するプラン作成手法について、県と協議を行いながら確立させていくことなどが必要ではないかと考えているところでございます。

○金子委員

かなり専門職を配置していただいて、体制が整備されてきたのではないかと考えております。よく聞くと、この中ではやっぱり非常勤の外部専門家がいらっしゃる。だけど非常勤ではなくて、私は常勤の職員の専門性が必要ではないかと考えております。現在、配置している常勤の職員であるこども家庭支援員の方の資格や役割について、お聞かせください。

○子育て支援課長

こども家庭支援員の資格としましては、社会福祉士や教員免許、看護師資格等を持つ者が望ましいとされており、本市では社会福祉士を任期付職員として配置いたしております。その役割としましては、市民の皆様から寄せられた相談や虐待通告に対する対応を行い、市が行っているサービスにつなげて支援をするだけでなく、地域が持つ社会福祉サービス等の社会資源に結びつけたりしながら、総合的に支援を行う役割を担っておるところでございます。

○金子委員

常勤職員の皆さんに求められる役割としては、市の支援サービスだけでは限りがあります。やはり地域の社会資源をどう有効活用していくのか、そういった地域の社会資源に精通しているかがとても重要になるのではないかと思います。様々な資格がある中で、そういった知識を豊富に要する資格というのは、私は社会福祉士ではないかというふうに考えております。現在の子ども家庭総合支援拠点においては、社会福祉士の方は任期付職員であり、正規職員ではないということが分かりました。子育て部門だけではなく高齢者部門や障がい者部門においても、社会福祉士という資格が効果的な支援につながっていくのではないかというふうに考えております。是非、社会福祉士の正規職員採用について、それぞれの福祉分野の現場において必要性を認識していただき、職員の採用と配置について検討していただくよう強く要望いたします。

○委員長

次に、113ページ、児童福祉費、児童福祉総務費、支援対象児童等見守り強化事業業務委託料について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

113ページの支援対象事業と見守り強化事業についてお尋ねいたします。本事業の対象者や実績はどのような推移となっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○子育て支援課長

本事業は支援が必要な児童を持つご家庭や特定妊婦、地域社会から孤立しがちな子育て家庭、また、子育てに不安を持つ家庭等の子どもを対象として見守りを行う事業となっております。訪問回数の実績の推移につきましては、令和3年度が22回、令和4年度は180回となっております。

おります。なお、令和3年度につきましては、1月から3月までの3か月間の実績となっておりますのでございます。

○藤堂委員

訪問回数については、延べ回数の実績をお答えいただいたと思うのですが、対象となる実際の世帯の推移はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○子育て支援課長

対象となる世帯の実数につきましては、令和3年度が8世帯、令和4年度は22世帯となっております。

○藤堂委員

福祉文教委員会の答弁で、全国的に見守りが必要な家庭は増えており、飯塚市においても同じ状況にあると分析されていたと思いますが、この事業の成果をどのように捉えられていらっしゃるのでしょうか、お尋ねいたします。

○子育て支援課長

令和4年度児童虐待に関する状況の報告書で報告いたしましたとおり、近年、児童虐待相談を含む家庭児童相談件数は増加の一途をたどっており、市の子ども家庭総合支援拠点の職員だけでは十分な支援ができないケースもございます。そのような中、本事業は見守りをアウトリーチ型で行う重要な事業であり、虐待防止や家庭の養育力向上に大きな役割を果たしていると認識しております。また、市職員による支援を拒まれるご家庭に対してもアプローチがしやすいように、飲食物や日用品等を提供する仕組みを導入することで、少しでも門戸を開いてもらえるような工夫を行っており、その結果、必要な見守りが実施できているものと認識しております。

○藤堂委員

見守りが必要な家庭は増えており、この事業はアウトリーチ型で見守りを行う重要な事業であるという認識は、私と同じだったのでとても安心しております。

では、この事業の対象となる方が増えた場合の対応策について、検討していることがございましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

○子育て支援課長

本事業の体制につきましては、主任児童委員の皆さんと、プロポーザルで選定した事業者1者となっております。現在の体制で見守りを行うことができる量には限りがありますし、対象者が増加した場合には、事業者を増やして対応することを検討しておりますのでございます。

○藤堂委員

限られた職員数で、増え続ける支援対象家庭を見守っていくのには限界がありますので、民間の力を借りることも選択肢としてはとても有効だと私も思っております。市のマークの入った公用車で市の職員が訪問するよりも、民間事業者が訪問するほうがご近所の目にも気にならず、訪問への拒否感も和らぐのではないかと思います。また、お金をかけなくても民間事業者を巻き込んでいくということも可能ではないかと、私としては思っています。例えば、外回りをされている企業さんに対して、企業というのはやはり社会貢献・地域貢献を基本的にはしたいと考えている企業が多いと、私は認識をしておりますし、民間時代はそのような感じで仕事をしておりました。なので、そういった企業に対して、イクボス宣言ではないですけど、地域見守り宣言であったり、見守り認定企業であったり、そういったインセンティブっていうのをちょっと与えるじゃないですけど、そういうところも考えて、企業に参画をしてもらうというのも大事じゃないかと。お金をかけずにできるんじゃないかなと思っておりますし、最終的には、地域で見守っていくんだという機運を高めて、一人一人がやはりこの問題に対しては取り組むべきだろうと、私としては思っているので、まずは企業からどんどん絡んでいただきたいと思います。

実績を見ても、この事業のニーズは十分あると思いますので、次年度以降も事業を実施していただくだけではなくて、アウトリーチ型の見守り支援についてはさらに拡充の方向で検討していただきたいことを要望して、この質問を終わります。

○委員長

次に、118ページ、児童福祉費、保育所費、子育て支援センター運営事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私のほうから子育て支援センターの運営事業費について、お尋ねいたします。この委託期間と委託費用の推移はどうなっているのか、教えてください。

○保育課長

子育て支援センター運営委託の委託期間につきましては、現在の契約では3年間の債務負担行為で行っておりまして、令和3年度から令和5年度までとなっております。委託料につきましては3年間同額で、子育て支援センターの1か所の年間の金額は604万3千円でございます。

○金子委員

こちらの光熱費等は市で持っていただけというふうに聞いておりますけども、新型コロナウイルス感染症防止対策がこの3年間は大変必要だったかと思っておりますけども、その支援はどうされましたか。

○保育課長

新型コロナウイルス感染防止対策費といたしまして、令和2年度に空気清浄機等の備品や消毒に係る消耗品等の購入費を支援いたしております。

○金子委員

社会情勢が変わる中で、それぞれ対策ができてきたかと思うんですけども、この3年間、大きく変わったのはやっぱり人件費ではないかというふうに思います。保育士の人件費もかなり変わってきた中で、この人件費についてはどのようにお考えでしょうか。

○保育課長

子育て支援センター運営委託の委託料につきましては、主に人件費で設計をいたしております。その人件費につきましては、本市の会計年度任用職員の保育士資格の金額を参考にして積算をいたしております。

○金子委員

3年間で一括、604万3千円がずっと変わらない状況ということでありましたら、人件費についてもそのままということになりますので、ぜひ状況によって変わっていただくような、そういうことができるように委託等を考えていただけたらと思っております。以上です。

○委員長

次に、119ページ、児童福祉費、青少年対策費、児童クラブ運営費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

児童クラブの運営費について、まず、令和4年度の各児童クラブの月ごとの利用状況についてお尋ねいたします。

○学校教育課長

令和4年度の実績につきましては、19館合計で、4月が2240人、5月2228人、6月2206人、7月2202人、8月2343人、9月2168人、10月2125人、11月2101人、12月2082人、1月2078人、2月2018人、3月2008人、年度の合計で2万3558人となっております。学校の夏休み期間中のみの利用がある8月が最も多い利用数となっております。

○金子委員

では、小学校の夏休み期間中のみの利用児童数についてお尋ねいたします。

○学校教育課長

令和4年度の小学校の夏休み期間中のみの入所申請児童数ですが、全館合計で205名となっております。令和4年8月の通常利用の児童数を含めた利用者数は2343名、7月と比較しますと142名の増加となっております。入所申請者数と増加数が違っておりますが、これは夏休み期間中のみ利用しない児童がいるためでございます。

○金子委員

かなり的人数で、利用率が本当増えてきたなというのが実感ですけども、土曜日や夏休み等の小学校長期休業期間で、児童クラブで1日を過ごしていますが、昼食はどのように対応しているのかお尋ねいたします。

○学校教育課長

昼食は各家庭で準備をいただくようになっております。

○金子委員

ということはお弁当だと思います。お弁当や買ってきたもの、パンとかもあるかもしれませんが、その管理はどのようにしているのかお尋ねいたします。

○学校教育課長

食中毒の防止のため、夏場など気温の高い時期は、保冷剤を持参するように保護者に周知をしております。お弁当のほうはエアコンが常に稼働している部屋に置くようにしております。

○金子委員

子どもの食べることに関しては、学校であれば、給食のことを考えると今、給食の無償化等が言われていますけども、私のところに届いている声といたしましては、夏休み中の児童クラブの昼食が大変心配だということをよく言われる方がいらっしゃいます。栄養に関しても、お弁当だけでは大変心もとないというか、安全管理もしなくちゃいけない。そして食材が大変限られているという話も聞きます。また、保育所等に行っている子どもたちに関しては何も用意しなくていいんですけども、夏休みに限っては、児童クラブ利用をしている子どもだけに作らなきゃいけない。やっぱり30分ぐらいの時間は早く起きて準備しなくちゃいけない。それが本当に大変だという声もよく届いております。ほかの市町村では、児童クラブに、自治体がお弁当や昼食を考えているところもございます。また、それが保護者の保護者会等でやっているともありますけども、まだまだ進めていくのは難しいかもしれませんが、市内で児童クラブに通っている保護者からはお弁当が大変苦しいという話も聞いていますので、ぜひご検討をいただきますよう、よろしくお願いたします。以上です。

○委員長

次に、119ページ、児童福祉費、青少年対策費、児童クラブ運営について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料のナンバー36、追加資料の106に資料があります。概要、特徴を説明してください。

○学校教育課長

提出資料に基づきまして、過去3年間の運営状況について説明をさせていただきます。児童クラブ運営状況でございますが、直近の3か年、4月1日時点における児童クラブごとの児童数及び支援員等の人数について記載をしております。児童数につきましては、低学年と高学年で分けております。また、障がい等により配慮が必要と思われる児童数を括弧内に内数として記載をしております。支援員等のニーズにつきましては、法令に基づく支援員とその他の支援員補助に区分をして記載をしております。また、児童クラブ運営等委託料につきましても、直近の3か年の決算額を記載しております。児童数は増減を繰り返しておりますが、受け入れる

支援員等については、いずれの年度も基準数を満たしております。以上、簡単ではございますが、資料の説明を終わります。

○川上委員

まず、希望するのに入れられないという状況は、長期休業中とそれ以外との違いはあろうかと思えますけど、その状況が分かりますか。

○学校教育課長

長期休業中もそれ以外も希望しているのに入れられないという状況はございません。

○川上委員

私は、実は宮若市の子どもたちの水死・水難のことを考え続けているんですけど、これまで私は児童クラブに通ってきている子の施設内での安全ということで質問もしてきたわけですけども、入れていれば安全が確保できたのではないかというような事は起こしたくないという思いです。それで、今お話を聞いて、それは安心しましたけど、3つのことについて聞きたいんです。児童クラブ利用料がそれなりの負担があるために、希望したいけどしていないとかいうようなことはないのかと。それからもう一つは、施設はこれだけあるんですけど、定数的に余力があとどれくらいあるのか。100人あるのか、200人あるのか。もちろん、地域性はあるでしょうけど。それからもう一つは、それとの関わりで、支援員の確保の困難性というのはどうなのか。この3つの点について、お尋ねをしておきたいと思うんですけど。

○学校教育課長

まず利用料についてですが、利用料がお支払いできなくて児童クラブに入れられないといった声は聞いたことはございません、今のところ。2点目ですが、定数の余力ですが、あとまだ余力が全体ですけれど、600人ほどは残っていますので、まだ十分受入可能でございます。3点目、支援員の確保ですが、現在、定数のほうはきちんと満たしております。それプラス、夏季休業中などは支援員が短期で入ってくださる方もいらっしゃるするので、学校支援員の方が入ってくださったりもするので、その辺りの確保ができています状況になっております。

○川上委員

それでは、児童クラブに来ている子どもたちの安全の問題について、この資料との関係でお尋ねしたいと思うんですけど、コロナ関係でどんな感染防止対策を決算年度はやったかお尋ねします。

○学校教育課長

学校等でも行っていた同様のことをやっているんですけど、まず、子どもたちの集会室、学習する所ですけど、そこにはパーテーション等を設置をしておりました。それから、うがい、手洗い、それから消毒ということをやっておりました。もちろんその対応のほうもしっかり図るようにしておりましたし、PCR検査等、抗原検査のキット等も購入しております。

○川上委員

児童クラブ閉鎖というようなことはなかったですか。

○学校教育課長

児童クラブのほうは閉鎖はございませんでした。

○川上委員

熱中症対策はどんな手だてを取ったかお尋ねします。

○学校教育課長

まず、全児童クラブはこれも学校と同様ですが、暑さ指数WBGT計、測定器でございますが、そちらのほうを配置しまして、指数に応じて活動場所を決めております。例えば夏休み中、それから夏季の土曜日、子どもたちが遊び、集団活動を行う場合には、朝の涼しい時間帯に軽い運動を行う。ただし、子どもが汗をかいたり、非常に熱中症の危険がある場合は、エアコンのある集会室、学校施設の活動に切り替えるなどの対応を行っております。

○委員長

ちょっと私、委員長のほうから一ついいですか。すみません。もう5時を過ぎましたが、本日は3款の民生費まで、あと2つなんですけど、終わりたいというに思いますんで、よろしく願いをいたします。通告外まで行きます。そしたらいいですかね、5時ちょっと過ぎましたが、民生費まで終わらせたいと思いますので、ご協力よろしく願いします。川上委員の質疑をどうぞ。

○川上委員

特に子どもの熱中症の警戒すべき特徴について、共有していますか。

○学校教育課長

先ほど申し上げた、まず暑さ指数ですが、これが28になりましたら、運動のほうに厳重に警戒をなさいということ、激しい運動は中止ということですね。それと、31を超えたら、原則運動は禁止ということをご共有しております。子どもたちの活動に非常にその辺りは気を遣っております。そのほかにも、支援員には熱中症対策、水分の補給等についても情報の共有はしております。

○川上委員

遊戯室の室温調査は毎年どういうふうに行っていますか。

○学校教育課長

暑い時期には、先ほど申し上げましたWGBT計、それから温度計、湿度も入ってるのもありますが、そちらのほうを使いまして、子どもたちの活動の際に、定期的に支援員が温度を図っているという状況でございます。

○川上委員

それは毎日やっているんでしょうけど、その記録は保管されているんですか。

○学校教育課長

記録のほうは取っておりません。

○川上委員

なぜですか。

○学校教育課長

先ほども申し上げておりますが、WGBT計の測定器のほうで、28と31という基準がございますので、そちらのほうが出た場合は、もう使わないというふうに決めておりますので、記録のほうは続けて取っておりません。

○川上委員

取ればいいじゃないかと思うんですよね。

それで、エアコン対応を行えば費用がどれくらいかかるか試算していますか。

○教育総務課長

遊戯室にエアコンを設置する場合の、具体的な試算は行っておりませんが、参考となる事業を現在行っております。現在、小学校の35人学級編制対応事業を進めておりますけども、教室整備が必要となった場合の試算がございます。1教室を整備する場合、約1200万円程度が必要となり、エアコン整備に約600万円ほどを関係予算として計上いたしております。ただ児童クラブの遊戯室は、もともと空調、エアコン設備の設置を想定しておりませんので、空調機能を発揮させるため、そのためには受変電設備の電気工事や、断熱化を施した外壁、内装の改修工事がセットとして必要となります。このことから、現在、事業を進めております庄内児童館大規模改修工事では、遊戯室の改修工事を行っておりますが、エアコンを設置しない、躯体の改修工事で約3600万円ほどの設計額を計上いたしております。詳細には、施設ごとに調査し、設計額を算出しますので、目安ではございますが、ただいま申しましたとおり、1施設をエアコン設置した場合、概算で約4千万円ほどの金額が必要になると考えております。



○川上委員

それは対象となる遊戯室が幾つあって、掛ける4千万円というような考え方になるんですね。

○教育総務課長

現在19施設の児童クラブがあります。遊戯室にエアコンが設置されていない施設は11施設ございます。今申しましたとおり1施設4千万円ほどかかるという計算になりますので、11施設を整備することになれば、4千万円の11倍かかるという計算になるかと思います。

○川上委員

ボリューム感でしたらそのぐらいということですね。これは1年でエアコンは壊れませんからもう少し精査したらどうかなという気がします。終わります。

○委員長

次に、119ページ、児童福祉費、青少年対策費、産前・産後生活支援事業について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

資料要求いたしましたので、見ながら説明してみてください。そして、利用内容についてどのような利用が多いのか説明をお願いいたします。

○子育て支援課長

提出資料の107ページを出しております。本事業を利用するためには利用を登録する必要がありますので、資料では利用登録人数、実際の利用者数、利用時間数に区分けして、平成30年度から5年間の推移で提出させていただいております。利用内容につきましては、利用可能な支援内容につきましては、乳幼児の保育や児童の生活指導、食事の準備及び片づけ、住居等の掃除及び整理整頓、身の回りの世話、生活必需品の買物、医療機関等との連絡、その他必要な家事となっております。利用傾向は令和4年度でお答えさせていただきますと、食事の準備及び片づけや住居等の掃除、整理整頓の利用が多くなっております。

○金子委員

この令和4年度までは利用期間が16週だったかと思うんですけども、この利用状況は決して高いものではないと見えますが、この課題についてどのようにお考えでしょうか。

○子育て支援課長

本事業の利用状況は決して高いものではなく、このことが課題であると捉えておりました。そのため今年度から利用期間を延長し、また、事業の受託事業者を増やしたところ、利用登録者が大変増加しております。今後は、利用者の増加に対応する受託事業者側の体制の整備が必要になってくるのが考えられます。

○金子委員

この事業は本当にいいものだと私は思っております。孤独を抱える妊産婦のところにアウトリーチ型で行って、支援するというのは本当にいいことだと思っておりますが、以前私は、このことを無料でクーポン券を発行したりするなどうなのかなと思いました。そうすると乳幼児を抱えて上の子がいる場合は送迎もできないという状況になりますので、いいのではないかなと思うんですけども、送迎等の支援もニーズが高いものと思っておりますけどいかがでしょうか。クーポン券の無料と送迎についてお答えください。

○子育て支援課長

先ほども若干触れましたけども、利用者の増加に伴い、事業者の体制整備の拡充が既に課題となっており、お試しのために無料クーポンを配布するとなると、さらに利用者増となると想定されますので、それに対応する体制整備が必要となります。また、委員が言われますように送迎に関しては、利用者のニーズは高いものと考えられますが、産前産後生活支援事業受託事業者が対応可能であるかの検討に合わせて、本市では、ファミリーサポート事業において送迎

を行うサービスがあり、どのように事業を振り分けていくのか、検討していく必要があると考えております。産前産後にある子育てで大変な中にある妊産婦の支援は重要な支援でありますことから、対応できる事業者を増やすなどの検討もしてまいりたいと考えておりますし、利用登録制度や申請方法の簡素化など、利用しやすい制度となるよう検討してまいりたいと考えております。

○金子委員

この制度は、本当にアウトリーチ型で、虐待予防にもかなり、有効な事業だと思いますのでぜひ、検討をお願いいたします。

○委員長

次に、119ページ、児童福祉費、青少年対策費、ファミリーサポートセンター事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

この事業の内容について、お聞きいたします。

○子育て支援課長

育児を援助する会員と、育児の援助を受けたい会員が、地域の中で支え合うことを目的として実施している事業となっています。具体的には、育児の援助を受けたい、お願い会員が仕事等で保育施設等へ、子どもの送迎支援や一時預かりを希望する場合に、育児を援助する、まかせて会員へ事務局がマッチングを行い、まかせて会員に送迎支援や一時預かりを行ってもらう事業であります。利用時間と利用料は7時から9時までが800円、9時から19時までが500円、19時から20時までが800円、その他交通費が実費、食事は原則お願い会員の持込みで、まかせて会員が作る場合は300円、おやつ、ミルクは事前打合せで、決めてもらうとなっております。なお先ほど申しました7時から9時までが800円、9時から19時までが500円、19時から20時までが800円と申したのが、1時間当たりでございます。

○金子委員

この利用状況はどのようになっているか、またどういった内容の支援をしているのか、お知らせください。

○子育て支援課長

利用内容につきましては、令和4年度でお答えさせていただきますと、一時預かりが34件、送迎が252件となっております。

○金子委員

送迎が大変多い状況だということが分かりますけども、この事業の課題についてはどのようにお考えでしょうか。

○子育て支援課長

会員数、特にまかせて会員が少ないことが挙げられます。現在会員数は、お願い会員、依頼会員でございますけど216人、まかせて会員、いわゆる提供する会員ですが112人、両方の会員となっております方が32人となっております。合わせてマッチングや事前打合せが必要なことから、すぐに支援が必要といった場合には対応できないことが挙げられます。

○金子委員

会員増に向けてどういった対応を考えられているのでしょうか。

○子育て支援課長

今年度、要綱を一部改正しまして、まかせて会員の要件緩和、具体的には市内居住者から、市内居住者または市内通勤者へと変更しました。また、受託事業者の広報発信力や、本市もホームページはもちろんSNS、子育てガイドブック、直接的には母子手帳交付時や赤ちゃんすくすく元気訪問事業、乳幼児健診の際などで周知を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○金子委員

この事業かなり長い間やってると思うんですね。そしたらやはり社会情勢変わっていて、今まではまかせて会員の、いわゆる専業主婦だった方が受けられてたのではないかと思いますけど、結構今専業主婦という方が少なくなって、これができるという方が少なくなってるのではないかなと思います。その中で500円で請け負うというのは、利用する方からすると大変便利な事業だと思いますけども、まかせて会員側からすると、大変ちょっとこれだけのやはり子どもの命を預かるというのは大変負担ではないかと思しますので、そこも一緒に考えて、また検討していただけたらと思っております。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○藤間委員

飯塚市令和4年度決算に係る主要な施策の成果説明書の48ページ、生活困窮者自立相談支援事業についてお伺いいたします。5時過ぎに申し訳ありません。10分程度時間いただければと思っております。まず今から一連の質問をさせていただきますが、この質問は、生活困窮者自立相談支援事業の内容について、一切非難するものではないということをご留意いただければと思っております。まずこちらの生活困窮者自立相談支援事業の成果として、お手洗いにカードを置きました、LINEを導入しましたと書かれております。これは成果と言えるのでしょうか。一般的な感覚としては、トイレにカードを置いて、LINEを導入したら数日ぐらいでできるようなイメージかと思うんですが、この2千万円の経費をかけて行った事業の成果として、ちょっと違和感があるんですが、ご説明をお願いいたします。

○生活支援課長

説明書の令和4年度の成果に記載させていただいておりますカードサイズのチラシの作成や相談室のLINEの運用開始につきましては、令和4年度中に新たに取組むことができた内容を記載しております。本来のこの相談事業の成果といたしましては、同じシートの中段になりますけれども、実施状況や目標達成度の欄にも記載しておりますが、286件の新規相談受付をし、そのうち17件の家計改善支援事業の利用もある中、継続的に支援を要する相談者に対して、114件の支援プランを作成しています。令和4年中に支援を終結したケースが83件ございますが、その中の就職を目指した相談者の46%は一般の就労につながり、それを含む96%の方は自立に向けて何らかの改善が見られている状況でございます。このようなことから、この事業が生活上の悩みを抱えられた相談者の皆さんの悩み事の改善に大きく効果を発揮していると考えておりますが、成果の記入欄には、新たな取組を記載しかできておりませんので、質問委員がご指摘のとおり、今後の事務事業評価の作成に当たりましては、全体的な事業の効果を分かりやすく記載するように配慮してまいりたいと考えております。

○藤間委員

ちょっと確認なんですけれども、こちらは飯塚市民とか、インターネット等で公開されている、あるいは公開される予定の資料でしょうか。あるいは何か内部的に手渡しして口頭説明するような内部的な資料どちらになりますでしょうか。

○生活支援課長

この資料につきましては、ホームページを通じて公開される資料になっております。

○藤間委員

そうしますとさっきおっしゃっていただいたように、今年度の成果というよりは、様々なことをやっていらっしゃっているんなご苦労がある中で、新しいことをこれもしましたよという書き方になるかと理解をいたしました。これに加えてのお伺いなんですけど、やはりその成果というのは、何かやったという取組よりは、こんなことができましたよということだと思しますので、来年以降の成果の設定については、生活貧困者の生活の質に直結するような指標があっ

たほうが、これを見た市民の方としては、こんなこと頑張っているんだなと分かるかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○生活支援課長

質問委員がご指摘のとおり、そうした表記に改めるほうが、実際にそれを見られる方にとっては、事業の内容がはっきりと分かりやすくなるものと考えております。

○藤間委員

次に、改善策についてお伺いいたします。中長期的な改善策として、研修への参加を検討すると書かれております。生活貧困者は非常に重要なイシューかと思ひまして、経済的な変更によって、健康ですとか、あるいはその命を絶たれる方もいるという重要なイシューだと思っております。そんな重要なイシューで2000万円もかけて実施する事業の今後1年間の改善策が、研修への参加を検討する、検討するだけというのはすごく違和感がございます、このあたりご説明お願いしてもいいでしょうか。

○生活支援課長

コロナ以前につきましては、生活困窮者自立相談支援事業に携わる職員を対象とした集合型の研修が、東京や大阪などへ複数回開催され、参加をしておりましたが、令和2年度から4年度にかけては、本事業に関連する相談員養成研修のほとんどがリモート研修となり、研修に参加するための費用についても、旅費、交通費がかからない研修が多くなってまいりました。令和5年度以降は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に変更されたこともあり、徐々に集合型研修も以前のように開催されていくと見込み、今後は、旅費、交通費が発生するような研修であっても、集合型の研修のほうが、スキルアップにつながると判断される場合には、積極的に参加していきたいという思いからこのような表現となりました。各種の研修には、意欲的に参加していく意向ではございますが、今後このような研修が開催される場合には、費用や成果等を総合的に判断し、積極的にスキルアップに取り組んでいきたいと考えております。検討するという表現が、改善に取り組む姿勢としては不適切ではないかというご指摘でございますので、今後作成する際は、細部の表現につきましても、それを見る方の目線で疑義が生じることがないように注意を払って、作成するよう心がけていきたいと考えております。

○藤間委員

こういったところで、一般企業の感覚を持ち出していいのか分かりませんが、特定の部署で今後1年間何をしますかとお話があったときに大抵の部署であれば、売上げをこういうふうに上げますですとか、こういうふうに満足度を上げますとか、そういったお客様、飯塚市で言えば、この相談する方の質に直結するような目標が上がってくるんじゃないかと思う中で、この改善策というのがセミナーに参加することを検討するという内部的なものが上がってるという、何か目線自体が少し違和感がございます、この点を改めてお伺いしてもよろしいでしょうか。

○生活支援課長

本事業は相談者の抱える問題解決のために、相談員のスキルの向上がとても重要だと考えております。相談員は、相談対応の積み重ねでもスキルを蓄積しておりますが、相談員を対象とした研修に参加することは、相談業務に関する未経験の新たな知識の習得にもつながってまいりますことから、本事業にとって有効な相談員のスキルアップの手段となってまいりますので、改善策として表記をさせていただいております。

○藤間委員

まず少し全体として、ちょっとこのような質問を生活支援課に申し上げているというのは、ちょっと心苦しいものもございます。なぜかといいますと、今回この成果説明書を全て拝見させていただき中で、多くの課が改善策に関して、今後1年たって振り返ったときに、努力や工夫の量にかかわらずやりましたと言える内容になっております。例えば、質を向上させるとい

った期待、これは成果測定できない中で、どんなサービスをしていても質を向上したと言えるんじゃないかと。あるいは、研修を受講しますと挙げてらっしゃる今後の課題策もあります。研修自体は恐らく日々受けてらっしゃるかと思うんですけども、今後1年の改善策として、毎年やってることを挙げています。さらには、今ちょっと申し上げました今後の課題で検討すると書かれてる取組というのがかなり複数ございますと。前提として申し上げたように事業自体は、一生懸命しっかりと誠実にされていらっしゃるという認識はしているものの、やはりこの成果説明書を拝見すると市民の方々が今後どんな取組をするんだろうと見たときに、先ほど申し上げた検討する、研修を受ける、質を向上する、そういった文言のみが書いてあると税金を使って本当に真摯にやってるんだろうかと。これは市民の目線から見たら、こんな疑問が当然出てくるんじゃないかと思えます。ちょっとこれお伺いしたいのが、例えば企業だと、何かこう目標を達成できなかつたりすると、給料が下がったりとかいろんなデメリットがあつたりするんですけども、この成果報告書はほとんど数値目標を挙げてらっしゃらないのは、この上げたものを達成できいと、部にとって何か大きなデメリットがあつたりとか、そういったことがあるので当り障りがない成果とか目標を挙げてらっしゃるのかなと思つたりしたんですけど、この辺りを教えていただいたりとかできないでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 17:28

再 開 17:28

委員会を再開いたします。

○行政経営部長

決算成果説明書の内容になりますので、少し私のほうから説明をさせていただきます。これは行政評価の一環で事務事業評価というものにもう長いこと取り組んでおりまして、この中で、1年間の中で目標立てて、1年間の中でどれだけ成果が上がっていくのかというのを毎年評価していくシステムがあります。その中から抜粋されたものが、この決算成果説明書の中で展開されているわけです。まず少し簡単に説明をしますと、このページの上のところの概要及び目的という欄があつて、対象手段、意図という3列あります。これは、この事業に対して、対象者が誰で、どういう手段を使って、こういう社会生活だとか、市の環境がこれだけ変えたいという内容をここの中に書くわけです。その下に、これだけで見ると本当非常に少ないんですが、活動指標と横にありまして、ア、イ、ウとそれぞれありますけど、要は市が何をするという事。その横に前年度実績、本年度実績とありますけれども、要はこれだと、例えばこれを増加させることを手段として、どういう活動をするんだということがここに記載されます。その下に、成果指標というのがございまして、ここで目標値というのを定めております。何%とか、いろんな単位がありますので、ここで省略いたしますが、要は、上げなきゃいけないものもあれば、下げなきゃいけないものも当然あるわけですね。この目標に向かって、その手段をやったときに実績がどうなって、本年度がどうであったかということが書かれるわけです。今ご質問されてる内容としては、要はこの部分の目標値に達成するために、本年度は何をやって、翌年度にどういうことをやっていくっていうのを、簡単に申し上げるとそういう仕組みになっています。それでこれは今のご質問の中で、これをやれなかった場合にペナルティーがあるのかとか、要は上がれば、何かご褒美があるのかとか、そういうところでいきますと、一つはやって成果が出ないもの、いわゆるニーズ等もいろいろありますけれども、じゃあこの事務事業をやめて、次のことをやろうという判断ですとか、一定程度完了したものについては、これじゃなくて違うものをして、その上位の施策に到達していくようなものにしようという、いわゆる政策・施策の中で、その実現していくために、どういった事業をやれば、市民の満足度が上がるのかというようなこと取組でございまして、したがって、今のご質問にちょっと正し

く答弁してるかどうか分かりませんが、ペナルティーとかそういうものということではなく、その政策の実現に向けた一つの指標になるというような状況でございます。

○藤間委員

そうなのであれば、なおさら今後の取組として、参加を検討するということではなくて、より目標や成果が数値であるほうが、予算・決算を審議というか、評価する際に分かりやすいんじゃないかなとは思いました。もちろん目標や数値を掲げることで、達成できることできないことは当然あるかと思いますので、その辺りは今おっしゃっていただいたように、達成できないから何か悪いとかいうわけじゃなくて、できる限りチャレンジングな目標を立てて、成果を数字に出してもらいたいような形であると、来年以降この予算、決算をしっかりと見やすいかなと思いつつながら、ご意見を述べさせていただきます。

○委員長

ほかに、質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないようですから、第3款、民生費について質疑を終結いたします。

お諮りいたします。認定第1号から認定第10号までの10件については、本日の審査をこの程度にとどめ、明9月20日、午前10時から委員会を開き、審査いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、令和4年度決算特別委員会を散会いたします。